

## 1 水道局関係

### (1) 付託事件審査

#### ①追加認定第6号 平成28年度光市簡易水道特別会計歳入歳出決算について

説 明：宮崎水道局次長兼業務課長 ～別紙

### 質 疑

#### ○笹井委員

それでは、1項目ほど。

主要施策の成果の278ページに簡水の事業概要が載っておりまして、給水量が過去3年分載っております。戸数が減っていますので、量も少しずつ減っています。

そこでお尋ねしたいのが、最大給水量が幾らなのか、最大給水量に対して、今現在、どれぐらいの割合で給水をされておられるのかというのをちょっとお尋ねします。

#### ○森下浄水課長

平成28年度の最大給水量は、15m<sup>3</sup>でございます。1日最大36m<sup>3</sup>の施設能力を持っておりますので、約半分の、使用量になると思います。

#### ○笹井委員

わかりました。倍以上のまだ余力があるということですね。たまに、牛島の方でいろいろ議論をすると、水洗が普及して水の使用量が増えると、水源が枯渇するんじゃないかという心配を過去にもされておられた時代もあったようです。現在においては、別に、そういうふうな水洗シャワーとか水洗トイレとかが普及しても、この給水量が限界に近づいて、運営が困難になるという心配はしなくてもいい状態ということによろしいですか。

#### ○福島水道事業管理者

牛島は、1日最大36m<sup>3</sup>で、給水人口が140人を想定して造ったわけでございます。ただ、牛島の場合には井戸を掘っておるわけですが、供用開始から塩化物イオンが高く、今、平均1,000mg/ℓ台で推移しておりますが、水質基準では200mg/ℓ以下になっております。これが一番多いときは3,000mg/ℓぐらいまでになりました。使用量が増えると塩化物イオンの量が増えますので、処理量もそれに伴って落ちてきます。ですから、実際に1日最大36m<sup>3</sup>あるのかといたしますと、そこはちょっと疑問でございます。

平成28年度の実績で1日最大15m<sup>3</sup>というのがありますので、その程度だったら可能ではなかろうかというふうに考えております。

以上です。

#### ○笹井委員

理解しました、終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

## 2 福祉保健関係

### (1) 付託事件審査

#### ①追加認定第4号 平成28年度光市一般会計歳入歳出決算について（福祉保健部所管分）

説 明：松村福祉総務課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○笹井委員

それでは、福祉所管の質問を行います。項目にして20項目ぐらいありますが、あらかじめエッセンスはお知らせしておりますので、スムーズな回答をお願いします。

先に、障害のほうから行きたいと思います。主要施策の成果のほうの方がわかりやすいので、そちらから行きますが、73ページ、障害者福祉の中で、この度、みんなのお出かけガイド「きらなび」を作成したというふうに記載があるところであります。決算書にも当然、出てきておりますが、この「きらなび」を作ったことによる効果、メリット、改善された点などを御説明ください。

##### ○松村福祉総務課長

「きらなび」についての御質問をいただきました。この「きらなび」は、1,500部印刷をし、障害者福祉の窓口を初め、コミュニティセンター、障害者団体等を通じて配布いたしております。

障害者の皆さまからは、外出の回数が増えたとか、あの施設に行ってみたなど具体的なお話を聞くには至っておりませんが、必要な情報がコンパクトにまとめられており使いやすいという好評をいただいております。有効に御活用いただいているものと考えております。

以上でございます。

##### ○笹井委員

「きらなび」を、つくったときは新聞報道等もありましたし、それはわかりました。しかし、その後どういうふうに使われているのか、どんな御利益があるのかというのが、なかなか私どもちょっと見えてこないということもありますので、今後の取り組みに期待したいと思います。

次に、主要施策の成果、75ページ、上から2段目に就労移行支援があります。障害者の就労の支援だと思いますが、ここに、その制度の利用の人員が書かれているわけですが、実際、この制度を利用したことによって就労の支援に結びついているのでしょうか。また、就労支援のための専門の職員というのはどっかおられるのでしょうか。

##### ○松村福祉総務課長

就労移行支援について御質問いただきました。

事業の目的はここに書いてあるとおりなんですけれども、28年度は16人が就労移行支援を受け、うち5人が一般就労されておられます。そのほかの11人のうち5人は、就労継続支援A型、B型の利用に移行されており、一般就労とはなりませんでしたが、就労に結びついております。あとの6人につきましては、5人は就労移行支援を継続されておられます。それから、1人につきましては、自立訓練という就労支援の前の段階で機能訓練、生活訓練を行う、こちらの訓練のほうに移行しておられます。

それから、専門職員はいるのかということですが、事業所の配置基準で、就労支援員の配置というものが義務づけられております。各事業所において、就労支援に関する実務経験者等を雇用されているものと認識しております。

以上でございます。

#### ○笹井委員

この事業をやっておる事業所のほうに担当の方がおられるのは、これはわかるんです。しかし、どうなんですか、行政の中、あるいはその、いろんな事業所を統括して就労に結びつけるような、そういう立場の市の職員の方、もしくはアドバイザー的な方というのは、今現在、光市にはおられますか。

#### ○松村福祉総務課長

この事業自体、具体的な就労に向けての訓練を行う事業になりますので、そういったスキルといいますか、そういう訓練を行うことができる方を雇用されて、それぞれの事業所で雇用されておりますので、市のほうにおいては、そういったことを担う職員というのは配置しておりません。

以上でございます。

#### ○笹井委員

わかりました。私もまだ勉強不足で、全国的に見ると、そういう専門職員を市側で特別雇用して、就労支援、求人の拡大に努められているような自治体もあるということですので、また、機会があれば調査してみたいと思います。

同じく75ページ、今、話が出ましたが、就労支援のA型とB型というのがあります。よくわからなくなるんですけど、A型、B型というのは具体的にどういう場所なんですか。そして、この就労継続支援の給付支出額が年々増加しておりますが、この理由は何でしょうか。

#### ○松村福祉総務課長

就労継続支援の事業所について御質問をいただきました。

A型事業所は市内に4事業所ございます。塩田地区に森林の里、それから、光井地区にしあわせ、浅江地区にエーアンドエム、虹ヶ丘のほうに西日本ケアサービスという4つの事業が実施されております。近隣では周南圏域に2事業所、柳井圏域に1事業所が

開設されております。それから、B型の事業所につきましては、市内に3事業所ございます。大和あけぼの園、光あけぼの園、みなくるはうすの3つでございます。近隣では、周南圏域に11事業所、柳井圏域に8事業所が開設されております。

それと、支出額が年々増加している理由ということでございますが、新規事業所の開設に伴う利用者の増ということで、A型の事業所で、先ほど御紹介いたしましたエーアンドエムが27年度、西日本ケアサービスが28年度新規開設となっております。

以上でございます。

#### ○笹井委員

はい、わかりました。

B型が施設物で、A型が特定の施設じゃないけど、何か経済サービスをされちよるような会社と理解しました。

同じく、主要施策の成果、75ページに生活介護給付があります。この事業所が、これだけではわかりませんので、どういう事業所なのか教えてください。そして、生活介護給付の支出額、これも年々増えてきておりますが、理由は为什么呢。

#### ○松村福祉総務課長

生活介護給付の事業所でございますが、市内には3事業所ございます。ひかり苑、虹のかけ橋、それと、あいば一く内の身体障害者デイサービスセンターでございます。近隣では、周南圏域に13事業所、柳井圏域に7事業所がございます。

それから、年々増加している理由につきましては、利用者の増加及び加齢等に伴います障害者の支援区分の上昇によるものでございます。

#### ○笹井委員

はい、わかりました、理解しました。

次、77ページの上から2段目に障害者の同行援護給付ということで移動の援護等を行いますと書いてありますが、これはどのようなケースが対象になるのでしょうか。そして、今、視覚障害者の方が、仕事であんまマッサージを自宅でされとることはよくあるわけですが、こういった仕事で外に出るような場合は、この給付の対象になるのでしょうか。

#### ○松村福祉総務課長

同行援護給付についてのご質問ですが、この事業は、視覚障害のある方に代筆、代読を含む移動に必要な情報の提供を行いながら外出の支援を行うもので、日常的な買い物や市役所等での申請手続などの利用が想定されております。

業務等で出張をする際の同行はどうかということでございますが、この事業では経済活動に係る外出は給付の対象外とされておりますので、御質問のケースについては対象とならないというものでございます。

○笹井委員

はい、わかりました。

同じく77ページ、一番下の地域生活支援事業ですか、これは、どこでどのような事業を行っているのでしょうか。

○松村福祉総務課長

地域生活支援事業福祉作業所になりますが、どこで何を行っているかということですが、福祉作業所は、事業所等に就労が困難な在宅障害者に対し、日常生活の指導及び軽作業ができる場を提供し、障害者の自立意欲の向上及び社会参加を促進することを目的に設置しております。

施設は、室積新開にある海浜荘で行っている、心身障害者福祉作業所つつじ園でございます。このつつじ園では、染物、それから印刷物などの授産活動を行っております。

○笹井委員

はい、わかりました。

80ページに飛びますが、通所訓練サポート事業と、その下に職場訓練サポート事業があります。これも利用者の数は出てきておるわけですが、実際に就労に結びついているのかどうか、ちょっと現状を御説明ください。

○松村福祉総務課長

通所訓練サポート、それから職場実習サポートのことについてお尋ねいただきました。

通所訓練サポート事業は、事業所による送迎サービスを受けることができない就労移行支援事業所や、就労継続支援事業所などの利用者の通所に係る費用を助成することによりサービスの継続利用を通じた訓練の成果を期待するものでございます。28年度は、就労移行支援に通所していた方のうち5人、就労継続支援A型事業所を利用していた方のうち2人が一般就労に移行しており、一定の効果があるものと考えております。

それから、職場実習等サポート事業は、障害がある人の就労には、ハローワークや障害者職業センターを通じて実施する職場実習が、本人の適性を見極める上で非常に重要な役割である中で、通勤等の費用が捻出できないため職場実習を拒む方がいる状況がありますことから、その費用を助成し、一般就労の促進を図ろうとするものでございます。28年度は5名の方がこの助成を受け、そのうち1名が就労につながっております。28年度は1名でございましたが、26年度は9名中3名、27年度は7名中3名が就労しており、障害のある人の一般就労を側面から支援する事業であるというふうに考えております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました、障害はここまでですかね。

私もちょっと2年ぶりにこちらのほうの委員会に戻ってきまして、それまでも主要施策の成果が大変見づらい、特に福祉関係が見づらい、決算の説明資料だから決算の費目

順に並んでいなきやいけないのが、当然だと思うんです。それが、全然、何か違ったルールで並んどったのが、2年ぶりに見ますと随分わかりやすくなって、私としても随分理解が進みました。ご努力をありがとうございます。

次、決算書で言うと、今度は111ページに三島温泉健康交流施設ゆーぱーくの支出が  
ございます。この施設の利用者数と収入について、建設当時にこれだけ来るであろうと  
いう目標値とか計画書を立てられたと思うんですけども、それと対比して実績はどうな  
のかご説明ください。

○松村福祉総務課長

主要施策の86ページのほうに少し御紹介いたしておりますが、利用者数につきましては、年間目標7万人に対しまして、26年度以降は10万人を上回る御利用をいただいているところでございます。

収入につきましては、年間3,500万円を目標としておりましたが、5,000万円を超える収入となっております。

以上でございます。

○笹井委員

はい、わかりました。

それで、その利用者数の中で市内と市外の区分があります。これは、どういうふうに仕分けておるのか。また、この市内、市外の検証というのはどのようにできるのでしょうか。

○松村福祉総務課長

市内、市外の区分けでございしますが、入浴料金が市内在住の方は大人500円、市外が600円、子供の方は市内が300円、市外が400円と料金が異なっておりますため、それぞれ入浴券の販売枚数により求めております。なお、市内在住を証明するための身分証等の提示は求めてはおりません。

以上でございます。

○笹井委員

私も何回か利用しましたが、自動販売機に市内、市外とボタンがあるだけになっていました。私もちょっと、性格が悪いもんですから、ほとんどの人が市内料金で入るんじゃないかなと思っと思ったんです。しかし、数字で上がってくると4分の1弱が市外ということで、自己申告でもこれだけきちんと仕分けができるんだというふうにびっくり、人はそんなに性格は悪くないんだなと思いました。

ただ、実際、本当にそうなのか。別に抜き打ち検査をしろとかいうわけじゃないんですけども、例えばアンケートなどをとって、市内、市外の実態を把握するとか、そういう形での利用サービスの提言も含めて、検証はできないものでしょうか。

○松村福祉総務課長

現状では、特にそういったことをするという予定もありませんし、考えてもおりませんけれども、この25%ぐらいという数字がどういったものかというのは研究してまいりたいと思います。

○笹井委員

いずれ、どっかでまたサービスなんかのアンケートもとられることもあろうかと思いますが、その際はこの項目についても、ひとつチェックをお願いいたします。

この指定管理については予算上、今、1,416万円計上され、指定管理として1,367万円ほど指定管理団体に払われております。市としての出入りはそこまでなんですが、指定管理者がゆーぱーくを運営するに当たって、当然、収入と支出、あと、よければ利益みたいなところが出てくるかと思えます。そういう収支状況については、市の当局として把握されておられるのでしょうか。

○松村福祉総務課長

指定管理事業者のほうからは毎年事業報告が提出されており、市においても経営状況については把握いたしております。それと、別になりますけれども、毎月報告として利用者数や料金収入、それから、苦情、故障等の状況、それから、施設の維持管理状況等について報告書の提出もいただいております。運営状況は逐次確認しているという状況でございます。

○笹井委員

はい、わかりました。

他市の事例で、全く別の施設ですけど、指定管理に任せとったら大赤字になっちゃったみたいなことも、時々新聞などで聞くところがございます。今のお話ですと、きちんと収支状況について把握されておるといふふうに理解いたしました。

この、ゆーぱーくにかかわらず、今、いろんな公共施設が新電力の導入について検討されたり、あるいは、実際に導入されるところも出てきております。ゆーぱーくについては、指定管理の契約の中で電気について、そういう検討はされているのか。そして、もし、そういう検討をして移行しようということは、今の契約の中では可能なのでしょうか。

○松村福祉総務課長

新電力の導入につきまして、指定管理者のほうから新電力会社に試算を求めたことがございます。この試算によりますと、夜間電力を利用するエコキュートを設置して、既に安価な夜間蓄熱割引の適用を受けている状況もあって、効果が出ないという可能性が高いという試算でございました。

それから、電気事業者の変更につきましては、現契約の中で電気事業者について特に規定された条文はございませんので、可能であるというふうに考えております。



以上です。

○笹井委員

はい、わかりました。

当然、試算して、安ければそういうふうなことを進めていくことは十分考えらえると思いますが、現状はわかりました。

終わります。

○岸本委員

それでは、1点ほど質問させていただきます。

先ほどのゆーぱーくについてですけど、28年度の収入が5,790万円ありますけど、この収入ってというのはどこに行きますんでしょうか。

○松村福祉総務課長

利用料金制をとっておりますので、そのまま指定管理事業者のほうの収入になります。以上でございます。

○岸本委員

そしたら、収入プラス指定管理料1,300万円、合計で6,200万円が管理者のほうに入りますんでしょうか。それで収支がプラス・マイナス・ゼロになるんでしょうか。

○松村福祉総務課長

基本的にはそのとおりでございます。指定管理料とそれから入浴料というか施設の利用料、こちらのほうが指定管理事業者の収入になって、その中で施設のほうを運用していくということになります。

○岸本委員

そしたら、収入が増えれば、指定管理料というのは減少するんじゃないんですか。

○松村福祉総務課長

指定管理料につきましては、5年間を通じての契約の中で決定しておりますので、利用料金が増えたからといって指定管理料が下がることはありません。その部分は、いわゆる請け負った業者の企業努力ということで、企業の利益になる部分でございます。

○岸本委員

赤字が出たら、その企業が補填するんですか。

○松村福祉総務課長

基本的には、そのとおりでございます。

○岸本委員

そうですか、わかりました。以上です。

○大田委員

まず、決算書の103ページ、上から8行目の自立訓練について、決算で2,023万5,000円となっているんですが、予算書では1,800万円とうたっているんですが、また、説明では、昨年よりも200万円下がりましたというふうに言っているんですが、なぜ1,800万円の予算に対して2,000万円の給付が行われたのか、説明ができればお願いいたします。

○松村福祉総務課長

予算額との比較というところでよろしゅうございますか。

○大田委員

はい。

○松村福祉総務課長

自立訓練には幾つかの種類があるんですけども、その中で、前年度利用実績を見込んで新年度の予算を立てるところではあるんですけども、この際、前年度の利用者に比べて、28年度、通所型と宿泊型というのがあるんですが、これの宿泊型の利用者が年度途中退所をされて、その後、利用がなかったということから、ここを見込んでおいたものが使わなくなったので、当初予算に比べて決算額が下がったということでございます。利用実績が下がったということでございます。

○大田委員

主要施策の成果の76ページには、26年度より27年度のほうが実績が700万円増えておるんです。実績では上がっているのに予算では1,800万円に下げている、その理由を教えてください。

○松村福祉総務課長

あくまでも、その翌年度の利用見込みを想定して予算計上いたしますので、年度末に利用者が少なくなっておれば、翌年度の利用見込みは減ることになりますので、それに合わせて予算を計上しているというところでございます。27年度の利用が、たまたま多かったというところじゃないかと思えます。

○大田委員

それから103ページ、11行下の特例特定障害者特別給付金15万3,160円、これは予算書にはうたっていないんですが、その理由を教えてください。

○松村福祉総務課長

この特例特定障害者特別給付費、これにつきましては、障害支援区分の認定を受けておられない方、この方に対して御家族の急な入院等やむを得ない理由により、短期的サービスを利用される場合に給付するものでございます。

御家族の急な病気等ということでございますので、年度当初にそれを計上して見込むというのは、いかがなものかというところもありまして必要に応じて流用なりで対応しているというところでございます。

以上でございます。

○大田委員

それと123ページの生活保護総務事務費の最後のところ、国県支出金返済精算返納金が400万円とうたっている、このご説明を願えたらと思うんですが。

○松村福祉総務課長

国県支出金精算返納金402万8,000円、これにつきましては、前年度の扶助費につきまして支出見込みを立てまして、国から負担金をいただくわけですが、実績に応じて余った部分については国に返還をするという、そのための費用でございます。

○大田委員

それから、3行下の予備費から充用の259万2,000円、この説明をしてください。

○松村福祉総務課長

この予備費からの充用につきましては、ただいま御説明いたしました、国県支出金の精算返納金を3月補正で143万7,000円、3月補正で計上したところではございますが、その事務の事務等の中で、このときには精算で還付すべきお金と、精算で交付を受けるお金があったんですが、我々の事務の事務の中で、それを相殺して予算計上してしまったものですが、実際には、還付するものは還付、交付を受けるものは交付ということで別々ということになりましたので、不足しておりました259万2,000円につきまして予備費から充用いたしましたものでございます。

以上です。

○大田委員

終わります。

○木村委員

主要施策の成果の89ページなんですけど、説明があったかもしれませんが、再度、1点だけ確認させてください。

臨時福祉給付金等給付事業費、この件につきまして、経済対策分、臨時福祉給付金については一部を平成29年度へ繰り越しということでございますが、給付対象に対して支

給率が10.4%、この辺の要因をもう一度、ご説明だけいただけますか。

○松村福祉総務課長

この経済対策分につきましては、年度末に追加で支給が決定いたしましたものでございます。なるべく早く皆様に支給したいということで、年度内に一部でも支給したいということで、支給対象者8,674人に対して通知は送りましたものの、実際に申請等出てきたものの中で、年度内に処理できたものが904人分ということで、残りの分につきましては、29年度に執行いたしております。

○木村委員

終わります。

説 明：植本高齢者支援課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○笹井委員

大きく2項目お尋ねいたします。

主要施策の成果の85ページですが、憩いの家運営費がありますので、ここについてお尋ねをいたします。

まず、下段のほうに、やまとふれあいセンターの除却という項目があります。このふれあいセンター、もう既に廃止されておるのは相当前ですけれども、ここを利用された利用者の方については、今、どのような状況にあるのでしょうか。

○植本高齢者支援課長

やまとふれあいセンターでは、特定高齢者を対象といたしました、介護予防生きがいデイサービスを実施していたところですが、本センターの廃止に伴いまして、平成28年度からはナイスケアまほろばの一室において、引き続き介護予防生きがいデイサービスを実施しているところでございます。

○笹井委員

わかりました。

そのナイスケアまほろばの利用状況は、主要施策の成果の中のどっかのページで説明がありますでしょうか。

○植本高齢者支援課長

濟いません、介護保険特会のほうにあります。

主要施策の成果、294ページになります。中段の表に介護予防生きがいデイサービス

の平成26年度から平成28年度までの利用者の状況が掲載されておりました、28年度は56名、延べ1,834名、これは、介護予防生きがいデイサービスを2カ所でやっております、それと合わせた数字となっておりますが、一応、利用者数はこの中に含めているということです。

○笹井委員

はい、わかりました。

また、介護のほうで説明があったら、聞くかもしれません。

そして、主要施策の成果85ページに戻りますが、憩いの家のうち東部のほうの風呂が、今現在、廃止されとるんですか。従前には故障したという説明もあったかと思いますが、このお風呂について現状はどのようになっているのでしょうか。

○植本高齢者支援課長

現在、委員言われたとおり、東部の入浴サービスは廃止しております。それで、昨年の9月議会でも部長が答弁したとおり、東部、西部憩いの家の入浴サービスのゆーぱーく光の集約を含めた、市内の高齢者の方々が、ゆーぱーく光を利用しやすい環境整備を図るための運用方法等を、今、検討を進めているところでございまして、今後、具体的な施策を提示できる時期になりましたら、議会や憩いの家の方の説明をさせていただく予定としております。

○笹井委員

はい、わかりました。

今、検討されておるといことです。私のほうも、まだ、実態とか、ここをどうしたらいいのか自分の考えがまとまっていないので、よう勉強させていただきます。

それでは、決算書のほうの107ページになります。

上から2行目、損害賠償金266万円。これは遺族の方に賠償したという金額で、予算説明のときに一応の説明はありましたが、改めて、ここの一連の流れについてお尋ねしたいと思います。

まず、福祉施設の入所者が死亡された場合に、遺留金の確認というののどのようになっているのか、改めてお尋ねをいたします。

○植本高齢者支援課長

入所者の方が死亡された場合は、光市老人ホーム入所者等に係る葬祭費及び遺留金事務取扱要領というのを策定しております、それに基づきまして、施設から市への葬祭・遺留金状況届というのを提出していただき、その中で遺留金の状況を確認させていただいております。市は状況届を受けて、施設が提示する入所者の現金や通帳、印鑑、年金証書、書類一式を全て確認し、同状況届を受理しているところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

はい、わかりました。

この損害賠償金は、当初施設で亡くなられた方について遺留金はあったが、身寄りの方はおられんと判断して葬祭費等、永代供養料等で全部、そっちのほうに回した。ところが、その後、財産を相続する権利を持たれる方がおられたのが判明して、その遺留金分のうち国で定められた基準以外のものを、その相続者の方にお支払いするための損害賠償金というふうな説明は受けております。

そのときは、私もそれを聞いて了ととったわけなんですけど、ただ、その後、今年に入って過失割合が判明し、最終的に過失割合分で施設負担分が、平成29年に歳入で入ってきたということです。

ここは、今回の決算じゃあ触れませんが、ただ何で、昨年、過失割合分担の説明がなかったのか。何回、議事録を見ても、昨年、過失割合がありますという説明がなくて、どちらかという、もう市が100%悪いんですというふうに、私は捉えたわけです。なぜ昨年、過失割合があると、そういう説明がなかったんでしょうか。

○植本高齢者支援課長

まず、本議会の河村議員の一般質問に対しまして、部長が「本市と施設の過失割合を決めるに当たり、係争等による場合は相当な時間を要することも想定されることから、まずは相続人に対し速やかに本市からの損害賠償金の全額を支払い、その後、本市が施設に対して求償を行うという、このたびの選択したもの」と答弁をしたように、昨年6月の補正予算時点におきましては、まずは本市と相続人との示談書に基づく損害賠償金全額を計上したまででございまして、したがって、この時点では、施設等の過失割合の協議には至っておりませんでした。

以上でございます。

○笹井委員

過失割合の認定については弁護士とも相談して、一応、半々であるというふうに決めたというのは、同僚議員の本会議での質問への答弁で私も認識しとるところですが、では、その過失割合をいつ決めたんでしょうか。いつ、どのような手続をもってそれを決めたんでしょうか。

○植本高齢者支援課長

損害賠償金の議決をいただきまして、相続人へ損害賠償金を7月にお支払いした後に、施設への求償につきまして弁護士の相談等を踏まえまして、双方の過失などを整理いたしまして、本年1月に施設との協議におきまして過失割合を提示をさせていただいたというところでございます。

○笹井委員

本年1月ですね、そもそも、この件について私は、随分、議会に対しての説明が不足

しているな、本当、議会が軽く見られているなと思います。

今の話もそうですが、今年の補正予算の段階で、過失割合があるという話はどこにもなかったわけです。そのときは、大島の遺族の方に損害金を支払いますという説明で、その後、過失割合を決めて施設から求償するという話は全くなかった。その段階ではなかったのかもしれませんが、29年1月に決まったのであれば、3月の議会でも報告があってもしかりだと思います。国の監査が入って、改善報告書が施設から出てきたときに、この場で、適切に改善しましたという答弁がありましたが、後からさかのぼってみると、その段階で実はちょっとお金が残っていて、どうも遺族の方がおるらしいという話もその時点でわかっちゃったんじゃないかと、私は認識していますが、全く報告はなかった。

また、続いて尋ねますが、この損害賠償金の266万円の予算計上前に、証拠書類について何をどれだけ調べたのでしょうか。特に、今現在、請求の実態がなかったと判断されたものがあるわけですが、今年の段階でこれはわかっていたのではないのでしょうか。

#### ○植本高齢者支援課長

損害賠償金の根拠につきましては、さかのぼって平成25年11月から平成26年2月にかけて、市と県の監査が同施設に行われました。それで、平成26年5月30日付で、本市と県から施設に対しての改善命令が出されたところでございます。

それを受けまして、施設が改めて、平成26年6月16日付で葬祭・遺留金品処理状況報告書を提出をされましたことから、これを受理し、同報告書に記載された葬祭、布施、永代供養料を根拠として損害賠償を確定させたところでございます。

#### ○笹井委員

ということは、26年6月の段階で実態がないというのは把握していたというふうに、今、受けとめられました。ちょっと細かく聞きますけど、この損害賠償金としてとりあえず、元々遺留金として使ってしまったものは、葬祭費、お布施、永代供養料の3つがあるわけですが、支払実態があるかないかの段階でどのように判断したのか。最新の知見をもって答えていただいて結構なんですけど、この3つはどの段階でどのように確認されたのでしょうか。その支払について、施設側の帳簿で見たというのは今まで聞いていますけど、それ以外に、やり方としては領収書の確認をする、あるいは、払ったとされておるところに行って確認すると、いろいろ確認の手段はあると思うんですが、どのように確認したのかお答えください。

#### ○植本高齢者支援課長

本年1月の施設への求償に関しましての協議の中で、施設に対しまして支払先への支払の事実確認を行うように指示をいたしました。その報告を受けまして、本市が改めて支払先に直接確認を行ったところでございます。

葬祭費は領収書で確認をしたところでございます。お布施と永代供養料について、お布施については受け取ったという確認がとれましたので、こちらが改めて確認したとこ

ろ支払先も受け取ったという報告がありました。永代供養料については受け取っていないという報告を施設から受けまして、改めてこちらのほうが施設に確認をしたところ、受け取っていないという確認をしたところでございます。

○笹井委員

その確認は、本年1月、もしくは、それ以降ということによろしいんですか。

○植本高齢者支援課長

そのとおりでございます。

○笹井委員

これは随分前から、施設の運営についていろいろ問題があるということで新聞報道もされましたし、その段階から私はいろいろ質問しておるところでございます。ほかの問題も含めて1個、1個、改善はされてきておると思います。ただ、そのときになぜ、永代供養料を、実は受け取っていないというのがわからなくて、今、わかったのかというのが、大変、市の体制として疑問に思っております。

問題は解決する方向で来ていますし、施設の今回の遺留金も、最終的に施設から求償されて、市民、市役所負担、市民負担が極めて少ない額でおさまったということ自体に対しては評価をしております。しかし、なぜ、この後になって、実は実態がなかったというのがわかってくるのかというのは、大変疑問でございます。

そこでお尋ねしますが、永代供養料について、今回、29年1月、その前後に受け取っていないということが判明したということですが、これなんかは、永代供養されたという寺の墓地を見れば、一目でわかるんです。その施設の共同の墓地に納められたということで、その納められた遺骨と、それから、その永代供養として支払った金額を比較してみると、もうこれは明らかにあり得んじゃろうと、この金額はないだろうというのがわかる。私も見ましたけれども、そう思ったわけですが、この問題について市の担当職員の方が、その永代供養されたという、その寺の墓を確認したのはいつなんでしょう。歴代の担当というのは、きちんと確認しなかったんでしょうか。

○植本高齢者支援課長

本事案につきまして、昨年3月に職員2人で墓地を確認しているところでございます。これ以外、担当者は確認しておりません。

○笹井委員

昨年3月ですね。これはもう5年ぐらい前からずっと引きずっている問題でございます。この場にも、担当課長さん以外にも、従前の担当の職員さんもおられるわけですが、それらも含めて見ていないということですので、これは大変業務としてぬるい対応だなと思っております。本事件について、事件が起きたときの担当課長さんや担当者さんは、遺留金の処分について問題があったということで、いろいろ市行政としては処分も



受けておられます。しかし、その後の調査、対応にしても、私は、2回の段階でちょっと業務的に行き届かないところがあって、問題がこじれたんだと思っております。改善報告書を受け取った段階での確認、そして今回、決算で出てきています損害賠償金を計上したときに、その段階での確認がされていなかったんじゃないかと思っております。

最初の方だけが行政的な処分を受けて、あの方の方が全然受けていないと、あるいは本件について時効であるから、これ以上追及はできないという答弁を前にいただきました。

けれども、時効まで待ってしまったら、ちゃらになるのかという間違った解釈はまかり通ってもいかんと思っています。対施設的なものはこれで、今年の求償で済んだというふうに、私も理解しておりますけれども、行政の調査、対応としてそれでよかったのか。悪ければ、どこが悪くてどう改善すべきなのかということ、きちんと行政内部で検証していただきたいと思います。

終わります。

#### ○大田委員

決算書の107ページ、上から12行目の緊急通報体制整備事業が、11万2,320円と決算書に上がって、今まで消防方式から民間業者へのセンター方式で、これだけ下がったというような説明がありました。予算書では166万5,000円もついているんですが、その説明をもう少し詳しくしてほしいんですが。なぜ、それだけ民間方式して下がったのかという説明をお願いします。

#### ○植本高齢者支援課長

先ほどの御説明で申し上げたとおり、センター方式に移行しまして、センター方式に移行した経費については、介護保険特別会計のほうで計上しているところでございます。

一般会計のほうの、この11万2,000円というのが、8月分までの消防方式に係る経費でございまして、その8月までに設置をされた方については、当然、この一般会計のほうで支出するんですが、8月までということ、なかなか設置する方がいらっしやらなかった、設置数が少なかった、8月を待って、新たなセンター方式で設置される方が多かったということ、予算上大幅な減額というふうになっております。

以上でございます。

#### ○大田委員

これは、そしたら8月までに何件ぐらいで、8月以降は何件ぐらいされたのか教えてください。

#### ○植本高齢者支援課長

ちょっと設置数については、今、手元で把握していないんですが、消防方式については利用者に貸与という形で、新たな消防方式については委託料という形で支出しております。ですから、市のほうにある程度の機器の在庫がございましたことから、8月分までの一般会計の費用が、支払いが少なく済んだということもございまして……。

○大田委員

予算では、それを消防方式、貸与方式でやるから166万5,000円と、それで、センター方式になると、その緊急通報施設が購入になるんですか。それで、11万2,000円と安くなったという、ちょっと意味が、とれないんですが。

○植本高齢者支援課長

この11万2,000円というのは、旧大和町の経過措置、合併前に使用されておられた6台に係る経費でございます、それ以外の4月から8月にかけての新規の設置というのは、予算上は発生しませんでした。

以上でございます。

○大田委員

これは、旧大和町時代にあった緊急通報整備システムの対応をしておる6台、それを入れかえたのが11万2,000円という解釈ですか。

○植本高齢者支援課長

その6台の4月から7月分の経費でございます。

○大田委員

余計わからんようになった。

緊急通報体制整備事業の11万2,000円は、旧大和町時代に貸与しちよった6台の4月から7月分の経費で、それ以降のお金ちゅうのはどこにあるんですか。

○植本高齢者支援課長

それ以降につきましては介護保険、8月から介護保険特別会計のほうに移っております。

○大田委員

そしたら、また介護保険のときにお聞きしましょう。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

続きで、7行下、107ページの備考欄の牛島憩いの家デイサービスセンター指定管理料が341万6,000円になって、私ちょっと補正を覚えていないんですが、予算書では168万円で、約倍ぐらいになっちゃうんです。これは補正で上がったからちゅうことですか、ようちょっとそこのところを説明してほしいんですが。

○植本高齢者支援課長

牛島憩いの家デイサービスセンターの指定管理につきましては、平成28年10月3日で指定期間が満了いたしましたことから、6月補正で173万2,000円を計上し、新たな継続して契約を結んだところでございます。

○大田委員

そうすると、牛島憩いの家デイサービスの委託料は年間340万円で契約ということで考えていいんですか。

○植本高齢者支援課長

そのとおりでございます。

○大田委員

了解しました。

それから、一番下の地域福祉施設整備事業で、地域介護福祉空間整備等施設整備補助金が113万8,000円、国から全面補助で、おりづるのスプリンクラーの金額が113万8,000円上がっています。予算書には1,000万円上がっているんですが、そのところは、説明があったらお願いします。

○植本高齢者支援課長

先ほど御説明したスプリンクラーと介護ロボットの整備以外に、国の補正で防犯対策、各介護事業所の防犯カメラとかの設置とか、そういった事業についての助成がございまして、一応これについては、29年度に繰り越しましたことから、合わせて835万6,000円、29年度に繰り越しましたことから差額が出ている状況でございます。

○大田委員

そしたら、繰越明許費で835万6,000円上がっておるんですが、これの主な事業は今、防犯対策とか言われましたが、具体的に主なのを教えていただけたらと思うんですが。

○植本高齢者支援課長

介護サービス事業介護施設の防犯灯や防犯カメラの設置、それと消防装置の消防署への通報の設備、そういった経費で、全部で14事業所が対象になっております。それと、スプリンクラーの整備が1事業所まだ残っておりまして、別の介護事業所のスプリンクラーの整備が1施設ということですよ。

以上でございます。

○大田委員

これは、繰越明許で載っておるということは、全部、国に申請してオーケーが出たので、載っておるわけですか。

○植本高齢者支援課長

一応、内示というか、一応、見込みを立てて、国のほうからある程度見込みをいただいておりますので繰り越して、今、事業を進めているところでございます。

○大田委員

そしたら、これはもう極端な言い方すれば、明日からでもやろうと思えばできると、そういう認識でよろしゅうございますか。明日からちゅうか、今、29年度でできると考えてよろしゅうございますか。

○植本高齢者支援課長

もう28年度の予算で計上をしておることから、もう事業着手については進めておるところでございます。

○大田委員

はい、了解しました。

今回はこれで終わります。

説 明：西村子ども家庭課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

それでは、児童福祉関係で8項目、小さいものばかりですけども順番に行きたいと思えます。

主要施策の成果の91ページに、保育士等就労促進給付事業がございます。今回の受給者数が8人ということですが、実際これは、そのまま市内への定住につながっているのでしょうか。

○西村子ども家庭課長

平成28年度は転入加算の実績はございませんでしたが、県内の養成校を訪問し、就職担当者に対し本制度のPRや意見交換を行ったほか、近隣他県の養成校へチラシを送付、成人つどいのパンフレットへの掲載など周知に努めたところでございます。今後も引き続き、保育士の確保、定住促進に努めてまいりたいと考えております。

○笹井委員

はい、わかりました。

保育士の確保の促進にはなったけど、転入の人口増はまだ今回は、初年度ですか、ないということですね、今後、期待します。

次に、主要施策の成果の93ページ、子ども相談センターきゅつとに当たる部分だと思

います。今回、相談内容の事例が、育児相談とか不登校とか家庭内相談とかいろいろ分かれておるわけですが、それぞれこういう相談があった場合、どのように対応するのかちょっと教えてください。

○西村子ども家庭課長

子ども相談センターきゅっとは、妊娠前から子育て期にわたる子どもに関する相談のワンストップ窓口として、さまざまな相談が寄せられております。委員仰せのとおり、相談内容につきましては対応が異なります。相談者の、まず話を伺いまして、趣旨を見極め、例えば、いじめと思われる問題であれば教育委員会や学校、DVと思われる問題は保護係や警察署、児童虐待であれば児童相談所など、それぞれの担当の関係機関にお繋ぎをしたり、必要に応じて関係機関と役割を決めて連携をして対応に当たっております。

○笹井委員

はい、わかりました。

相談の種類も一種類じゃないでしょうし、それぞれに対応した窓口に行って相談してくださいというのは、なかなかハードルが高くなりますので、こういうワンストップサービスの窓口があることは、大変いいことだと思います。

別件で県の児童相談所に行ったんですけれども、最近はドアを開けて入って、またさらに壁があって、ガラスケース、ガラス、アクリル板があって、そこで小さい窓口越しに話をするというふうになってきておるようです。これはちょっと案件が重要なもので、トラブルを避けるためにそういうふうになっておるようですが、最初からそこに相談しに行くと、もう恐ろしくて相談もできないみたいな感じです。そこはやっぱり基礎的自治体である市町村の入りやすい窓口になっておるというふうに評価をいたします。

次、主要施策の成果、95ページの一番最後に、相談のケースの状況の表があります。去年と比べてみますと、今回、新しくケースの状況がひつついたようなんですけれども、これは一応どのような目的でこういうふうな表を掲載されておるんでしょうか。

○西村子ども家庭課長

これは今年度からつけ加えさせていただいたもので、子ども相談センターきゅっとが年間どれぐらいの家庭といますか、ケースの支援を行い、解決もしくは改善されたか成果をわかりやすく説明するために、今年度より数値化を試みたものでございます。

○笹井委員

はい、わかりました。

毎年毎年の件数だけ載しているような他の事例あります。これ見ると、終わった件数と繰り越しの件数が入っております、こういう相談件数がトータルとしてどれぐらい増えておるのかというのがよくわかる形になってというふうに認識をいたしました。大変評価をしております。

次に、96ページの上段、ひとり親家庭等福祉支援事業です。これも経済的自立を目的とした訓練だと思いますが、件数はここに書いてあるとおりで7件ですけれども、実際に就業にはつながっているのでしょうか。

○西村子ども家庭課長

この96ページのアの表の中の、まず上のほうの高等職業訓練促進給付金は、これは先ほど説明いたしましたとおり、就職に有利な資格を習得するために、1年以上、養成機関に行くものでございます。

ここで平成28年度の、こちらが支援したのが6件でございますが、このうち学校を卒業した者が4名ございまして、いずれも県内の医療機関に就職しております。また、下のほうの自立支援教育訓練給付金のほうは、こちらのほうは、介護福祉士の実務者研修でございまして、これを研修を受けますと介護福祉士の国家資格を受験するための資格を得るということになってございまして、御本人も、この資格を得れば正職員として採用されるということになっておりますので、一定の成果があると考えております。

○笹井委員

わかりました。

次ですが、児童扶養手当の対象者の数が96ページに出ております。この児童扶養手当の支給対象者が400人、380人、361人と下がってきておりますが、実際に、このひとり親家庭というのが減少しておるのでしょうか。

○西村子ども家庭課長

児童扶養手当の支給者は、先般、母子家庭の増加により増加をしておりましたが、全国では平成24年度末を、山口県と光市では平成23年度末を境に減少に転じております。しかしながら、山口県が5年に1回実施しております、山口県母子・父子世帯等実態調査によると光市の平成19年のひとり親世帯は589世帯で、平成24年は687世帯と、98世帯増加しております。

以上でございます。

○笹井委員

そうですか、わかりました。

これはあくまでも手当の支給の対象者が減っておると、ひとり親が減っておるのかなと解釈しましたけど、そうじゃない。やっぱり、ひとり親家庭としては、それは微増で、増えておるんだということは理解いたしました。

次、主要施策の成果、103ページに飛びます。

保育所運営費の中で、耐震化の推進について、ここ5年間の実施状況が書かれていますが、これによって、公立の保育所は、全部耐震化が終了したという理解でよろしいのでしょうか。

○西村子ども家庭課長

耐震診断において、耐震補強の必要があると診断された公立保育所3園について、光市公立保育所施設耐震化推進計画に基づき、平成25年度から平成30年度までの6年間で、計画的に耐震化を進めているところでございます。

平成28年度で大和保育園の耐震改修工事が終了し、平成29年、30年度の2カ年で浅江南保育園の耐震化を行う予定としており、平成30年度末には耐震化が完了する見込みでございます。

○笹井委員

わかりました。あとは浅江南だけということですね。

同じく103ページで、今度、児童館運営事業についてお尋ねをいたします。

ここ児童館の利用者数が28年度で3,251人となっております。これは延べの利用者数だと思いますので、頭数といいますか登録者数で幾らになりますか。そして、その登録者数は地区別、小学校区別ぐらいで計算すると、大体どういうふうな状況になるのでしょうか。

○西村子ども家庭課長

登録者数についての御質問でございます。

附属小も入れまして、地区別で御説明いたします。浅江地区が92名、島田地区が10名、光井地区が6名、室積地区が3名、周防地区が1名、大和地区が2名の計114名が登録者数となっております。

○笹井委員

はい、わかりました。

場所が浅江の南側にありますので、浅江地区が多いのは当然そうなるのかなとは思いますが、ただ、浅江でも割と国道から離れた場所にあるという状況でございます。そこに児童館があること、その児童館の存在意義について改めて説明を求めます。

○西村子ども家庭課長

児童館は、児童福祉法第40条の児童厚生施設でございます。目的といたしましては、児童に健全な遊びを与えて健康増進を図り、情操を豊かにすることによって児童福祉の向上に資するとあります。具体的には集団的及び個人的な遊びの指導、地域活動組織の育成助成、あとは児童の健全育成に必要な学習などございまして、現在は、ものづくり拠点施設として、夏休みや土曜日に工作教室などを実施し、来所児童に健全な遊びの指導や隣接する保育所等の交流などを実施しております。

遊びを通して子供を育成することは児童館の核となる活動であり、子供は、遊びによって肉体的・精神的なバランスを保ち、活力や体力を養い、情緒を育てることが期待できると考えております。

また、職員による、子供たちや保護者に対する日常生活の支援や、子供の居場所づく

り、問題の発生予防、早期発見等の対応、子育て支援家庭への支援などの、そういった機能・役割も担っております。

○笹井委員

法的な定義があるから、設置しておくわけだとは思いますが。今の話を聞いていますと、ものづくりの拠点とか、遊びの拠点とか、それは浅江や近くの人や子供は利用できるけど、遠くの人には利用できなくて、それでいいのかというような疑問も発生してきます。

私は、この法律自体がもうほとんど、役割を終えつつある法律ではないかなと考えております。こういう市全体の児童館ではなくて、各地域のコミュニティーとか、あるいは小学校との連携の中で対応していくべきもので、市内で唯一の施設を運営する必然性は少ないと考えておるところです。

とりあえず、この児童館についても、市のほうでやっています、公共施設マネジメントの対象の施設の中には入ってございましたか。

○西村子ども家庭課長

はい、入っております。

○笹井委員

はい、わかりました。

そちらのほうも、何か最近進行がゆっくりなんで、現状を私も今、捉えづらくなっているところですけども、市全体の公共施設の適正配置の観点から、また、提案などはしていきたいと思えます。

児童に関しては終わります。

○磯部委員

1点だけ確認をさせていただきたいと思っております。

先ほども若干触れられましたけれども、主要施策の成果の93ページからございます。子ども相談センター事業の、いろいろな表が載っておりますけれども、先ほどの説明でよく理解ができました。

私は、この事業は、県内でも本当に早くから、しっかりと光市が相談事業として、子育て世代の、包括支援センターとして位置づけられて、議会のほうでもいろいろ提案もしてありましたワンストップの相談窓口をやっていただいて、大いに私は評価に値するところであると思っております。つきましては、28年度決算を機にどのように担当所管が分析されているのか、また、成果はどのような成果があるのか、課題はどのようなところを思っているのか、この3点にわたって、少し所管からの御意見をいただきたいと思えます。

○西村子ども家庭課長

子ども相談センターの28年度の事業についてお答えいたします。



まず最初に、分析といたしましては、93ページのアの表の相談内容に沿って御説明いたしますが、前年度と比較いたしまして、新規相談事業件数や延べ相談件数は、ともに微減しております。しかしながら、養護相談や児童虐待といった相談の対応延べ件数や、この相談の全体に占める構成割合が、平成27年度の1,013件35.6%から、平成28年度は1,510件56.5%と大きく増加しております。

保護者の養育能力、精神疾患、経済問題、家庭環境などが複雑に絡み合い、解決が困難なケースが増えてきておりまして、支援が長期化する事案が増加しているものと分析しております。

次に、成果でございますが、きゅっとが平成27年4月に開設し、2年が経過いたしました。要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関への協力要請では、児童福祉法の趣旨や、迅速な対応が適切な支援につながる重要性について何度も協議を重ね、理解を求めてまいりました。支援が必要な家庭に対し、関係機関で情報の共有化や共通認識を持つことにより信頼関係が構築されまして、現在では円滑な連携が図れるようになっております。今後とも関係機関と連携を図りながら、こういった子供を見守るネットワークを構築してまいりたいと考えております。

次に、最後に課題でございますが、支援が必要な問題を抱えている家庭の多くは、家族が支援の必要性を自覚していない、あるいは、こちらが直接支援を申し出ても、支援を受け入れない場合がございます。このような家庭に対し、家族の問題が子供の問題に発展し、児童虐待のような重大な事案を未然に防ぐことが大切だと考えております。そのためには、きゅっとの職員の専門性を高めることはもちろんのこと、このような家庭にどのようなアプローチを進めるか、関係機関と情報共有や役割分担をするなどして、こちらから積極的にアウトリーチ型の支援や、家族と一緒に問題解決を目指す伴走型支援に取り組むことなどが課題となっております。

いずれも市民に身近な基礎自治体として、早期発見、未然防止等に努めてまいりたいと考えております。

#### ○磯部委員

しっかりとそのような分析をされているということで安心をいたしました。今後も、このあたりの事業がしっかりと充実することを大いに期待しておきます。

以上です。

#### ○大田委員

決算書の119ページ、特定教育保育施設運営事業で9億1,053万8,000円上がっておるんですね。その中で、聞き漏らしたかもわかりませんが、私立保育所保育委託料が7億5,900万円、その下の公立保育所広域委託料207万6,000円、ここのところを教えてくださいと思うんです。

その下に地域型保育給付費433万8,000円、これもお聞きしていなかったように思うんです。予算書のほうには、その2つが載っておらないので、そのところを教えてくださいなんですが。

○西村子ども家庭課長

公立保育所広域保育委託料は、これは、いわゆる市外の公立の保育所に入所した市民の方の分を、そちらの自治体に支払うものでございます。

それと、その下の地域保育給付費のほうは、19人以下の小規模保育施設の、これは市外でございますが、そちらの施設に対して支給するものでございまして、これは当初予算には計上しておりませんが、途中入所でしたので補正予算で対応させていただいております。

○大田委員

今、市外の公立保育所に通っておられるという、これは補正で上げたということですが、公立保育所ちゅうのは、もう随分前から通っておられる方もおられるんじゃないですか。また、私立に対しては補助金が出ないんですか。

○西村子ども家庭課長

公立保育所につきましては、これは年度途中から入所されたということです。当初は想定していなかったということです。それと、市外の私立保育所の委託料につきましては、その上の私立保育所保育委託料より支出しております。

○大田委員

これは、市外の私立やったら、その上の私立保育所の7億5,900万円のほうに含んでおると理解でよろしいんですね。

○西村子ども家庭課長

はい、そのとおりでございます。

○大田委員

それで、その2段下の地域型保育所は19人以下の市外の保育園のところに対して給付するという答弁じゃったんですが、もう少し詳しくお願いします。

○西村子ども家庭課長

小規模保育というのがございまして、市内にはこういった施設がございません。そこで、市外にそういうのを利用されている方に対して支給しているものでございます。

○大田委員

何人ぐらいおられるんですか。

○西村子ども家庭課長

4人でございます。

○大田委員

4人で433万円ですか、随分出しておられるんですね。

それと、121ページ、上から2つ目の市立保育所嘱託医報酬で229万8,300円と載っておるんですが、予算書のほうでは医務執務手当等で4,000円としておる。この差額は、それだけ予測されていなかったということですか。

○西村子ども家庭課長

当初231万5,000円で。

○大田委員

濟いませぬ、私、見落としておりました。

委託料がぐっと下がっておるんです。117ページ、保育特別支援事業の病児保育事業他、その下の一時預かり補助金、延長保育事業補助金、障害児保育補助金、それらが、ぱっと下がっているんですよ。それは当初予算で、それだけ人間が減ったから下がったということによろしいんですか。

○西村子ども家庭課長

実績に応じてということでございます。

○大田委員

それだけ少子高齢化の影響を受けて、幼児が少ないという思いでいいんですか。

○西村子ども家庭課長

ちょっと、特別保育なので、年度によって実績が違うということでございます。

○大田委員

了解しました。終わります。

説 明：柏木健康増進課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

では、1項目、主要施策の成果の112ページ、上から3段目、大和地域民間診療所誘致事業が掲載されています。先ほどの説明では、広告の決算数値などが報告され、広告でどういうふうなことを載せて、どういうふうな働きかけをしているかは、主要施策の成果でもわかるわけです。一方で、実際、誘致につながったという話も、まだ今のところ聞いていません。結局、広告をしたり、あるいは視察旅費の支給をするというところで、どういうふうなコンタクト、情報とか、あるいは電話相談とかがあったのか、もうちょ

っと詳しく教えていただけませんか。

○柏木健康増進課長

直接、医師からのコンタクトというものは、残念ながらございません。しかし、山口県人会に医師の会員がおられたり、会員の知人に医師がおられたりということで、情報自体は伝えていただいている状況ですが、具体的に大和地域での開業を考えているというコンタクトは、いまだない状況でございます。

○笹井委員

この事業を何年かもうやってきておるかと思えますけど、やっぱり医師から、ここにちょっと出ること考えちよるんじやがっちゅう、問い合わせは、やっぱり累計で見てもないということですか。

○柏木健康増進課長

そのとおりです。

○笹井委員

はい、わかりました。

実態理解しました。終わります。

○大田委員

決算書の135ページ、大和保健センター管理運営事業で53万8,000円上がっているんですが、実際に大和保健センターの場所は、増進課のほうかどこかで使っておられるんですか。

○柏木健康増進課長

現在は、大和総合病院の院内保育のみの使用となっております。

○大田委員

その中で、光熱水費が30万円出ているんです。それは、大和病院のほうで出してもらおうというふうに要望はできないものでしょうか。

○柏木健康増進課長

院内保育で占有している部分については、使用者に負担していただく、その他の部分については、建物の所有者である市が負担しているという状況であります。

具体的には上下水道、ガス使用料は院内保育のみの使用となるために大和総合病院が負担、そして、電気料については専有部分以外の電気の使用がありますために、一旦、市が全額支払って院内保育の使用分を別途請求し、歳入に計上している状況です。

○大田委員

歳入に計上しているって、誠に申しわけないんですが、どこに書いてあるんですか教えてください。

○柏木健康増進課長

決算書の57ページ、第1目、雑入の4節、衛生費雑入の備考欄の下から4行目、電気使用料7万5,137円です。

○大田委員

了解しました。

それでこれ、今、市のほうは全然使っていないから、100%病院のほうに貸すというわけにはいかないんですか。

○柏木健康増進課長

院内保育としての使用スペースは、大和保健センターのごく一部でございまして、その他の部分については、病院としての使用目的がないということであり、現時点では、大和総合病院に全部支払ってもらって、所有していただくというわけにはいかないところでございます。

○大田委員

それで、あいぱ一くのほうではここを今後、何かに使おうという計画はあるんですか。

○柏木健康増進課長

現在のところ、ございません。

○大田委員

せっかくつくられた建物であるから、有効活用をぜひ、してほしいと要望します。終わります。

○委員長

最後に、福祉保健部所管分全体を通して質疑のある方は、ご発言をお願いいたします。

○土橋委員

今、報告、説明もありましたが、1つだけお聞きしたいのは、それぞれの課の時間外手当、これがどのぐらいになっているかっていうのだけを教えてください。

○中邑福祉保健部次長

各課の時間外手当ということでございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

ちょっと申しわけないんですけど、勤務時間数でお答えをさせていただきたいかと思  
います。福祉保健部所管で把握している範囲になりますけれども、まず、福祉総務課で  
ございますけれども、28年度実績で時間にして2,368時間、次に、高齢者支援課及び地域  
包括ケア担当室ですけど、年間2,650時間、次に、子ども家庭課でございますが、公立  
保育園、幼稚園も含んだ数字になりますけれども、時間数にして6,744時間、最後に健  
康増進課でございますが、年間700時間となっております。

以上でございます。

○土橋委員

ありがとうございました。

○笹井委員

済みません。

冒頭、いくつか質問を漏らしたところがありましたので、ちょっとこの場で聞かせて  
いただきます。

まずは、主要施策の成果の104ページですが、生活困窮者の自立支援事業があります。  
これも、生活困窮な方の自立の支援ということで、制度の対象者の人数は出ております  
が、実際に就労につながっているのか、つながった方が何人ぐらいおられるのか教えて  
ください。

○松村福祉総務課長

自立相談支援、これが就労につながっているのかというようなことだと思います。生  
活困窮者自立相談支援ということで、その中の相談支援ということでございます。

主要施策、お示しの105ページをお願いしたいと思います。この事業は、生活困窮者  
の生活状況全般の改善を目的とした事業でありますことから、左上の表のように相談内  
容は多岐にわたっております。就労に関する相談は16件、また、収入生活費に関する相  
談から就労活動にかかわるケース、こういったものもあろうかと思えます。

これについて右の支援結果では、表の1番上のほうに、就労開始に至ったものが14件、  
また、その下の就労活動開始が10件あり、就労に関しまして一定の成果というものはあ  
るのではないかというふうに考えております。

○笹井委員

はい、わかりました。

なるほど、105ページを見ると、就職も相談の内容だけけど、それ以外は多岐に状況は  
わたっておると、その広い部分での自立相談支援というふうに理解いたしました。

それではちょっと、またページを戻って、主要施策の成果の69ページ、社会福祉法人  
等の指導監査事業ということで、決算額も数字が出ております。この指導監査の状況は、  
件数は出ていますが、指導の状況はどのようなもののでしょうか。そして、去年だったで  
すか、おとしだったですか、ここにきちんと予算立てされて計上されておると思いま

すが、それによって監査内容はどういうふうに変ったのでしょうか。

また、ここには12法人のうち5法人を監査したということで、半分にちょっと満たないんですが、これは2年間できちんと全部12法人できるのでしょうか。

#### ○松村福祉総務課長

社会福祉法人の指導監査に関するお尋ねをいただきました。

いわゆる地方分権一括法の改正に伴いまして社会福祉法も改正され、平成25年4月から主たる事務所が市内にあって、当該行政区域内だけでその事業を実施する社会福祉法人は、市が所轄庁となりまして社会福祉法人の設立認可、定款変更等の認可及び届け出の受理や法人運営及び会計経理などに対する助言や改善の指導を行うこととなりました。

社会福祉法人の指導監査は、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図る目的で、関係法令や通知による法人運営、事業経営に関する指導監査事項について指導監査を実施するものでございます。

監査には、一般監査、随時監査、特別監査の3つがございます。一般監査は原則として2年に1回、実地監査の方法により書類の保管状況の確認や会議の開催の記録、経理状況などについて監査いたします。こちらにつきましては、平成29年度からは3年に1度というふうなことで改正をされております。随時監査は、一般監査の結果等から適正な施設運営が確保されていない法人、これに対しまして実地監査を随時実施するというものでございます。特別監査は、事業運営に不正、または著しい不当があったことを疑うに足りる理由があると認められる場合のほか、特に必要があると認められる場合に、特定事項について実地監査の方法により実施するものでございます。

指導の状況といたしましては、主要施策の成果、69ページをお願いしたいと思いますが、28年は5法人を監査いたしました。全ての法人におきまして、軽微な事項に対する口頭指導を行い、文書指導についてはございませんでした。法人運営に関しては、履歴書の適正保管や交付書面の写しの保管、それから議事録の記載事項などについて指導をしております。

会計に関しましては、固定資産管理担当者の任命や固定資産管理台帳の整備、支出費目の修正、残高証明の保管、財産目録の適正記載などについて指導いたしました。文書指導におきましては、文書による改善報告の提出を受けることとなりますが、口頭指導の場合には、次回の監査の際に改善状況を確認することとされております。それから、監査に予算がついて監査内容がということでございますが、27年度から公認会計士の同行を委託し、専門的な視点から法人会計を監査してもらうとともに、職員におきましては、着眼点や知識の習得に努めました。習得したノウハウ等をまとめて、今後の監査に生かす準備というものを進めているところでございます。

それと、12法人のうち5法人監査して、2年間で12法人できるかということでございますが、27年度に7法人実施しております。2年間で12法人対応いたしておりますので可能と考えております。

それから、先ほども言いましたように、29年度からは、問題がなければ3年に1度ということになりますので、このあたり等、特に問題はないかというふうに考えておりま

す。

○笹井委員

今、説明がありましたように、69ページに監査状況と監査結果があります。ここに口頭指導5件というのがあるんで、これを尋ねるんですけど、口頭指導というのは本当に口で言うだけなのか。それとも書類としてきちんと行政内に残して、次回以降また、それが改善できるようになっておるのか。また、相手方には本当に口だけで言って書面で渡さないのか、その辺を教えてください。

○松村福祉総務課長

当然、指導した事項でございますので、行政の内部では書面として残すようになっております。それから、相手方に対しましても、是正を求める事項という意味合いでの文書については交付いたしておりませんが、たしか通知のような形で、こんなことは直してくださいねというようなものは発しているものであったと理解しております。

以上でございます。

○笹井委員

私も、恐らくそういう状況だろうとは認識しておりました。

70ページに、管理する社会福祉法人が12法人あります。さっきの説明で、光市内で事業をしておるのが対象になるよということで12法人、ここに名前が出ておるのかなと思います。例えば、市をまたいでいろんな施設を持っておられるところは、これはここに載ってこないのか、市じゃなくて県の監査対象になるということでしょうか。

○松村福祉総務課長

お見込みのとおりでございます。

○笹井委員

わかりました。

12法人で、私も聞いた名前とか、よくわからない名前がありますが、この12法人はどんな施設を所管しちよるのか、概略を教えてください。

○松村福祉総務課長

それでは、70ページの法人の順番に少し御紹介させていただければと思います。

12法人で、全部で31の施設を運営されていらっしゃいます。まず、左上の光市社会福祉協議会では介護・高齢者関係の施設を1カ所、その次の光寿福祉会では介護・高齢者関係の施設を5カ所、ひかり苑では介護・高齢者関係の施設5カ所、障害者福祉関係施設を4カ所、光富士白苑では介護・高齢者関係施設7カ所、和光苑では介護・高齢者関係施設2カ所、その一番下の愛光園から右側の教栄福祉会から一番下の光井保育園、これ



につきましては、それぞれ児童福祉施設1カ所で、それぞれ保育園でございますが、一番上の教栄福祉会さんは野原保育園、それから、3つ下、白象会さん、こちらについては虹ヶ丘幼児学園を運営されていらっしゃいます。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました、なるほど。

施設の名前がそのとおりだとわかりやすいですけど、違う名前の法人だということですね。

最後の質問です。成果の84ページ、総合福祉センター運営費で、これは、あいぱーくを運営されておるわけですけど、たしか私の記憶では、あいぱーくをつくったときに、あいぱーくのキャラクターというのをつくって、何か掲示があったような気がするんです。それは今どうなっているのでしょうか。

○松村福祉総務課長

あいぱーくのキャラクターでございますが、平成13年4月に総合福祉センターあいぱーく開設に合わせて、市民から愛され親しみが持てる施設にするためということで、「あいちゃん」というキャラクターを作成しております。現在も、主にあいぱーくの施設のパンフレットや、あいぱーくで使用する封筒などに活用をしております。

以上でございます。

○笹井委員

本会議で、私、今の答えで、整合性が合わないので、困ってしまったんですけども、また今後ゆっくり考えます。終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

②追加認定第9号 平成28年度光市介護保険特別会計歳入歳出決算について

説 明：植本高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

273ページですか、先ほどの緊急通報設置業務委託で、304万7,000円ついちよるんですが、継続して説明をお願いします。

○植本高齢者支援課長

先ほど御説明した一般会計の従前の消防方式の4月から7月分までの経費につきましては、調べたところ新規で消防方式に加入設置をされた方はおられませんでした。ということで、3月補正におきまして、当初予算額は166万5,000円を計上しておりましたが、3月補正で155万2,000円減額いたしまして現計予算額11万3,000円にしております。その支出した11万2,320円につきましては、旧大和地区の合併までに設置した6台の費用ということになります。8月以降にセンター方式に切り替えまして、8月から11月までの間、3カ月間かけて徐々に設置を切りかえまして、先ほど申し上げたとおり28年度末に377台という設置になっております。そのうち28年8月から29年3月にかけてまして新規で設置した台数は139件になっております。

以上でございます。

○大田委員

新規に設置したのが、139件で304万7,000円をかかったということですか。

○植本高齢者支援課長

新規以外に、もともと既に機器を設置した方については、もう、切りかえだけの通話料のみになりますので、それも含めた金額というふうになっています。

○大田委員

それで予算書には、緊急通報委託料として611万4,000円が載っているんですが、これは、消防方式を全部するつもりで委託しちよった計算でこの金額が載っておると、そういう解釈でよろしいんですか。

○植本高齢者支援課長

これにつきましては、もう8月分からの移行後の経費を見込んでおるものでございます。

○大田委員

ちょっとわからんのですが、611万4,000円が3月に予算書で上げられているわけです。今の答弁では、もう8月からの移行で予算を上げられたと、それで間違いはないですか。

○植本高齢者支援課長

7月以前のものについては、一般会計のほうで計上をしておりますので、8月以降の経費につきましては、介護保険特別会計のほうに計上しておりますので、この611万4,000円は、8月以降の経費を見込んでいたものでございます。

○大田委員

予算書の介護保険特別会計の中の107ページに、緊急通報設置業務委託料611万4,000円が載っちょるんですが、これはもう最初から、8月から消防方式よりセンター方式に

やるという方針が決まっておるから、この金額を載して、それで実践したら304万7,000円になったということですか。何かちょっと違うように思うんですが。

○植本高齢者支援課長

8月から予算、8月からのセンター方式への切りかえ分の経費でございまして、一応、事業者選定に当たって、公募型のプロポーザルにより事業選定をしたことから入札減も発生しておりまして、その経費で、3月補正によって280万円の減額をしておるところでございまして。

○大田委員

そしたら、139件分と377台分移行の金額を、ほんなら詳細を教えてください。

○植本高齢者支援課長

センター方式になりましたら、利用料が月額で1,274円、機器のレンタル料が702円、合わせて1,976円を1台あたりお支払いするようになるんですが、新規の方につきましては、利用者の方が所得課税の段階によりまして、機器のレンタル料の702円につきまして、所得段階に応じて利用者負担額があります。市といたしましては、利用料1,274円と装置のレンタル702円、1,976円をお支払いして、もう既に機器を設置している利用者さんにつきましては、利用料の1,274円だけを負担しているという状況になります。

○大田委員

その細かいのはいいんです、139件分と377台分の合計が、なんぼ決算として上がったんですかというのをお聞きしておるんです。

○植本高齢者支援課長

毎月、数に変動がございまして、新規は139台設置いたしましたが、毎月、毎月、設置数が増えていくので、数の把握というのはちょっと難しいところであります。

○大田委員

いえいえ、139件、年間で増えたと言われたんでしょう。そういう答弁があったと思う。新規に139件になりましたと、それで377台が仕様変更になった。そういうふうにはお聞きしたんですが、139件が月々変わるわけですか、そうじゃないでしょう。

○委員長

太田委員、ここでちょっと休憩とりましょうか。

○大田委員

はい。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○大田委員

要するに私が聞きたいのは、611万4,000円の当初予算が、決算で304万7,000円となったと、その内訳をお知らせしてほしいんです。377台設置されて、新規が129件になったというのは言われたんですが、その304万7,000円の内訳を教えてください。

○植本高齢者支援課長

まず、新規の139台につきましては、利用料1,274円と装置レンタル料702円、合わせて1,976円を掛けたものでございます。それに毎月分を掛けたものでございます。

既存の機器に、もう既に機器を持っておられる方につきましては、全部で377台ですので、それを差し引いた238台につきましては、もう既に機器を持っておられるので、利用料の毎月1,274円を掛けたものでございます。それで、304万7,000円が構成されているところでございます。

○大田委員

その総額の金額を教えてください。304万7,000円の中の総額で、入札減になったというのがなんぼになったかというのを教えてください。

○植本高齢者支援課長

大体の総額が、今、申し上げた額でございまして、厳密に積算しますと、また毎月、毎月の請求書をちょっと確かめなきゃいけないので。

○大田委員

また、お伺いしてお聞きしますから、どうもお世話になりました、ありがとうございました。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

### 3 環境部関係

#### (1) 付託事件審査

##### ①追加認定第4号 平成28年度光市一般会計歳入歳出決算について（環境部所管分）

説 明：原田環境政策課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○笹井委員

1項目ほど、主要施策の成果の109ページでございます。

衛生費の中の、人と自然のハーモニープロジェクトの中に、アルゼンチンアリについての記載があります。実施状況については、3つの自治会で薬剤配布とモニタリング調査ということでございますが、このアルゼンチンアリ、実際、生息状況はどのような変化があるか、そこら辺は把握できていますでしょうか。

##### ○原田環境政策課長

アルゼンチンアリにつきましては、平成24年度から3年計画、引き続きまして27年度から3年計画で室積地区の自治会の皆さんと共同でベイト剤、いわゆる毒の餌ですが、これによる年2回の一斉防除を行ってきました。あわせて室積地区及び市内全域のモニタリング調査も行っております。その結果、平成28年度のモニタリング調査の結果では、室積地区のアルゼンチンアリにつきましては、ほぼ横ばいでありまして、アルゼンチンアリの根絶には至っていないものの、生息域は室積地区の3自治会内から拡大してはいないと推定しております。

拡散防止には一定の効果があったと認識しております。

以上でございます。

##### ○笹井委員

はい、わかりました。

横ばいということで、ある程度の抑止効果はあるのかなと理解しています。

アルゼンチンアリだけじゃなくて、最近、ヒアリが出たとかいうのも、結構マスコミとか他市町の報道に出るわけですが、ヒアリについては、特に自治体としては把握されていますでしょうか。

##### ○原田環境政策課長

ヒアリにつきましては、国内で発見された最初が、平成29年の6月9日と記憶しております。ちなみに本市におきましては、それ以降のことになるのですが、発見の情報はございません。

##### ○笹井委員

はい、了解しました。終わります。

説 明：小山環境事業課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

それでは、2項目ほどお尋ねいたします。

まずは、主要施策の成果145ページ、一番上に粗大ごみのふれあい収集の実施状況があります。件数は、今、説明があったとおり増加しておるということでございます。過去、委員会で尋ねたんですが、そのふれあい収集に来てほしいと市民の方から依頼があって、実際に行くまでのインターバルというか期間が、何か2週間とか3週間とか大分長かったような気がいたします。これは、現在、どれぐらいになっておるのか、従前から改善はされておるのでしょうか。

○小山環境事業課長

ふれあい訪問収集につきましては、毎週水曜日の午前中、最大で16世帯まで予約を受け付けすることができます。利用が集中しているときは、翌週以降の予約となりますが、遅くとも、おおむね2週間先までには回収をしている状況であります。

改善ということではありますが、午前中に市内各家庭を回って回収をしておりますことから、現状の16カ所が午前中に回れるぎりぎりの件数であります。

今後、予約が増えることによりまして、サービスの低下につながらないよう、市民ニーズに対応した事業のあり方については検討していきたいと考えております。

○笹井委員

現在、週1日で16カ所という説明でした。これは、過去はさかのぼってみると、ずっと16カ所で、そのマンパワーでやっておるんですか。それとも、昔はもっと、何か少なかったような気もするんですが、いつかの段階でスタッフとか整備を拡充して、それで16カ所になっておるんですか。

○小山環境事業課長

ふれあい訪問収集につきましては、平成20年6月から、当初は高齢者や障害のある方のみ、分解を要するごみや粗大ごみの搬出が困難であるということから、高齢者世帯や障害のある方の世帯を対象に行っていました。

こうした中で多くの市民からの要望があり、平成21年度からは対象を全市民に拡大をしたところでありまして、平成25年度からは申し込み件数の増加に伴いまして、収集を最大10世帯から16世帯まで拡大し、現在に至っているところでありまして。

以上です。

○笹井委員

はい、わかりました。

25年から、もうなっとったわけですね。実際、待ち期間が2週間になったということで、市の取り組みについて評価をしたいと思います。

次に、主要施策の成果の132ページ、悪臭とかの大気汚染の苦情処理件数があります。これも、ここの所管でよろしかったですか。

○委員長

環境政策課だそうです。後ほど。

○笹井委員

後ほどします。終わります。

○岸本委員

今のふれあい訪問収集の件ですけど、私、職業柄、箆筒とかベット、ソファを処分しております。しかし、それを取りに行くのも手間ですし、2階から降ろしたり、また、持って帰ったものを、いろいろ分解して分別するのにすごく時間がかかります。ですから、お年寄りとか障害者の方に適用するのは、私はいいと思いますが、市民全体にこれを普及していくと、とんでもない時間、労力を費やすんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○小山環境事業課長

ふれあい訪問収集につきましては、粗大ごみ等分解が必要なもので、搬出が困難なものについては、集積場所にその分解したものを持っていくことも困難であるということから、こちらからお伺いをして、回収をするというサービスとなっておりますので、今の現状、ふれあい訪問収集につきましては、かなりの要望があるということで理解しております。

○岸本委員

民間業者が処理をしているところもありますので、そういったところをお願いしていく方が、私は、今後のためにいいんじゃないかと思います。

以上です。

説 明：中本深山浄苑長 ～別紙

質 疑：なし

説 明：小田環境部次長兼下水道課長 ～別紙

質 疑：なし

○委員長

最後に、環境部所管部全体を通して質疑のある方は御発言をお願いします。

質 疑

○笹井委員

主要施策の成果132ページ、これにいろいろな環境関係の苦情処理件数が出てきております。平成28年度トータル、21件ということなんですけども、過去5年で、この件数がどういうふうな推移になっているか、ちょっと教えてください。

○原田環境政策課長

それでは、お尋ねいただきました過去5年間の苦情の件数をお答え申し上げます。

平成24年度が35件、25年度が26件、26年度が18件、27年度が16件、そして28年度が21件でございます。

以上でございます。

○笹井委員

昨年がトータルで16件、今回、21件と増えていますけど、内訳でいいますと、どこの項目が増えているのでしょうか。

○原田環境政策課長

平成27年と28年を比較いたしますと、一番大きく数字が変わっておるのが27年度の大気の9件が、28年度、大気が13件になっております。水質は4件、4件で、同じでございます。騒音につきましては、27年度が3件ですが、28年度が2件と1件減少しております。悪臭は27年度はありませんでしたが、28年度が2件、振動は27、28年度ともありません。その他が、27年度はありませんでしたが28年度が1件でございます。

○笹井委員

はい、わかりました。

地方新聞なんかの紙面で見たんですけど、野焼きがひどくて道路を運転するのもちょっと困るような、そういう煙が出ておるといようなこともありました。今の、この28年度の中で、野焼きに関しては、この中のどれに当たるんでしょうか。また、実際、野焼きによる苦情が通報されたら、市としてどのように対応できるのでしょうか。

○原田環境政策課長

濟いません。先ほど、私、大気のところで27年度が9件で、28年度が13件と申し上げたみたいなんですけど、申しわけないです、訂正させていただきます。27年度が9件で、28年度が12件でございます。

○小山環境事業課長



野焼きによる苦情件数であります。平成28年度が12件、どのような対応をしておるかというお尋ねにつきましては、野焼きの苦情に対する対応につきましては、市民からの通報により、現地を確認をします。その際、野焼きを行っている人が特定できた場合は、野外焼却について例外はありますが、法律で禁止されていることを説明し、理解していただいているところであります。そのほか、広く市民の理解を得るために、市広報への掲載、あるいは、ごみ減量等推進委員会議等の機会を活用しながら周知啓発に努めているところでございます。

以上です。

○笹井委員

9件が12件になったということで、これがどういう原因によるものか、私もこの数字だけで分析がしかねるわけです。一方で、野焼きをあっちこっちでやっておると、じゃあ、うちもやってもええんだなみたいなそういうふうな解釈が広まる恐れがあります。やはり通報があったものについては、速やかな対応をお願いしたいと思います。

終わります。

○土橋委員

環境部の所管ごとの時間外勤務の状況をお知らせください。

○亀井環境部長

環境部全体で対象職員が31名、時間で2,373時間、内訳を申し上げますと、環境政策課5人、414時間、環境事業課14人、1,271時間、深山浄苑4人、396時間、下水道課8人、292時間となっているところでございます。

○土橋委員

はい、了解。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

②追加認定第7号 平成28年度光市墓園特別会計歳入歳出決算について

説 明：原田環境政策課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

では、特会の墓園についてです。

歳入のほうでは、今回、33区画販売があつて、使用料収入が852万円入ってきておる。

241ページ、歳出のほうを見ますと、墓園管理事業として支出は956万円ですが、いつも、これを見てなかなかわからないというか、結局、繰上充用で前年度に696万円払っておるとい、これが、いつも説明は聞くんですけど、なかなか意味がわからない。そこで二、三質問しますが、とりあえず、まず、最初の質問は、永代の使用料を販売して、その分収入として、最初の年は入ってくるけど、一括でもらうから後はないわけですよ。そういう形で、今後、継続的な運営が、これ墓園というのはできるのかどうかについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

#### ○原田環境政策課長

本市の墓園につきましては、西部墓園と大和あじさい苑の2カ所を設置しておりますが、永代使用料は3㎡が20万円、4㎡が26万6,000円、5㎡が33万3,000円となっております。それとまた、貸し付け時には、永代での管理手数料として4万3,200円を御負担いただいております。

墓園につきましては、これまである程度一定数量、順調に貸し付けを行ってまいりましたが、最近におきましては、お墓をめぐる考え方の急速な変化がございます。そのため、墓地に対する需要が大きく低下しているという環境がございます。住居近くの納骨堂や墓地への改葬が相次いでおります。そのため、墓じまいとか市営墓地区画の返還がかなり増加しておるのが実情でございます。

今後におきましても、墓地の需要が大きく回復する見込みは少ないと考えられることから、墓園事業の継続性等に鑑み、現在、運営面と墓園事業の抜本的な改革について検討を進めているところでございます。

#### ○笹井委員

主要施策の成果、279ページに、今、許可数とか返還数があります。今、説明もちょっとありましたけど、数字で言うと西部墓園が29、あじさい苑が4、この返還があるわけ。これは全部、遺族の方の意思で、もう墓を閉めるとか、墓をやめるとかいう返還がこれだけ件数あるということなんですか。それとも、もうこの中に、全然、遺族と連絡がとれなくなって無縁になって、それで廃止するというのも入っておるんでしょうか。

#### ○原田環境政策課長

無縁仏という形での返還はありません。返還には2つありまして、借りておりまして、お墓も建てない状況のまま結局、建てるのをやめましたというのが1パターン、もう1つが、お墓を建てておられますけど墓じまいをされるという形が、もう1つのパターンでございます。

#### ○笹井委員

はい、わかりました。

トータルでは、使用許可数が西部が3,000で、大和あじさい苑が359と、あと残数を見

ますと、まだ、それに対しては極めて少ない数字です。そんなに空きが出て困っておるという状況ではないのかなと思いつつも、結局、許可したときの永代使用料しか収入が見出せないという状況は、今後も続くし、それがどんどん少なくなってくるのが十分予想されます。

会計上、繰上充用ということで、696万円ほど繰り上げて充用しておるわけですがけれども、これがいつもよくわからない。前年度から金を借りるといふ、民間では全くあり得ないような経理操作でやってきておって、地方自治法上認められておるのは知っています。普通であれば基金を積んで、それを取り崩して充当するとか、あるいは一般会計から赤字分を補填するとかいう形が、私は普通なのではないかなと思います。この繰上充用については、どういうわけでこのような制度をされておるのか、ちょっとご説明いただければと思います。

#### ○原田環境政策課長

地方自治法におきましては、赤字決算を予定していない法律の建前として、そういう形で繰上充用が法的に認められているという側面がございます。今、おっしゃられました平成28年度の繰上充用金は、平成27年度の決算額、歳入と歳出の差額の赤字分に対する補填という形での繰上充用金として、平成28年度から27年度に支出しているものでございます。

#### ○笹井委員

ほかの会計、下水のほうは、また後で説明があります。そこでも聞きますが、繰上充用をなくす方向の努力がされておる会計もあります。この墓園については、そういう将来的な経営努力の取りみとかは全くなくて、単純に歳入と歳出を引いた額が繰上充用で上がってきておる。無作為で、そういう改善の政策はないけれども、ない上でこういうふうになっておるんでしょうか。

#### ○原田環境政策課長

大きな区画の造成を行うと、現時点ではニーズが少ないということで、平成26年度ぐらいから墓地を借りて、墓碑を建てていない方に対してはがき作戦を展開しております。返還もできますよと、墓碑を建てないで返還すれば5割使用料が返りますよと、墓碑を建てていた場合、のけて返還すれば3割ですよと、そういう制度の周知の徹底も含めてブロックごとに順次、はがきで周知徹底を図っておる中で返還数がふえているという側面もございます。

そういう形での経営努力はさせていただいております。

#### ○笹井委員

今の経営努力は大変すばらしい取り組みだと思っていますし、ちょっと、予算で説明があったのに、私の頭の中に入っていなかったのかなと思います。

ニーズが少なくなる中、そういう対策をやっておられるというのはわかりました。も

う1つ伺いますが、結局、昔、墓地を建てて遺族の方がおられるわけですが、遺族も代が変わるとわからなくなってしまうというときもあるかと思いますが、返還の申し出がない限りは、墓地はずっとそのまま残るのでしょうか。それとも、意思の調査とか管理の調査をして、返還とか解消に向けた取り組みとかを、どっかの段階でされるのでしょうか。

○原田環境政策課長

例えば、借り受けされておられる方がお亡くなりになりましたと、そういう場合、建前上は、亡くなられたので引き継がれる方が申請をして、名義を変えていただくというのが手続き上のものなのですが、なかなかそういう形でなされていない部分がありまして、一定期間、墓地を借りておられて、そういう承継の手続とかがされていない方に対しては、それも同じはがき作戦という形で照会を順次、段階的にブロックごとにかけておるのが現状でございます。

○笹井委員

わかりました。

今後、墓も、アパート墓とかなんか、集合墓とか、そんなが出てきて、大分ここら辺の考え方も変わってきておると思います。この墓園についてもそういう流れを、また、読み取りながら取り組んで行くべきなのかなと考えます。

終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

③追加認定第8号 平成28年度光市下水道事業特別会計歳入歳出決算について

説 明：小田環境部次長兼下水道課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

それでは、小さい項目ばかりですけど7項目ありますので、やっていきたいと思えます。

主要施策の成果の280ページ、こちらの下水道の状況の中で普及率を見ますと、28年度は80%まで行っています。これは民間から公共から全部合わせたの数字だと思います。公共施設についての普及状況というのを把握しておられますか。

○小田環境部次長兼下水道課長

公共施設の普及状況でございますが、光市公共施設白書に記載されております庁舎や生涯学習施設、学校教育施設等の約73%が下水道事業認可区域内にあります。この施設のうち約94%の施設が供用開始区域にありまして、そのうちの95%の施設が下水道に接続をされている状況でございます。

○笹井委員

公共施設白書にあるものの中で、下水道の供用予定区域に関しては94か95、供用されておるとのことですが、白書に載っていないような、下水道に接続するトイレについては接続状況を把握されていませうでしょうか。

私は、こういうのも計画的に接続していくべきだと思いますが、そういう取り組みはされていませうでしょうか。

○小田環境部次長兼下水道課長

全ての公衆トイレについては確認していませんが、供用開始区域内の利用頻度の高い公衆トイレについてはおおむね接続をされていると思います。

○笹井委員

まだ接続されていないところも、いくつか認識してございまして、この辺は、また、取りまとめて、委員会等で聞いてみたいと思います。

次、同じく280ページですが、汚水の処理量が28年が4,697千 $m^3$ ですか、増えておるのに、有収水量とか汚水処理費については減っておるんです。汚水処理量が増えたら、汚水処理費とか有収水量増えるんじゃないかと思うんですが、何でこれ減っているんでしょうか。

○小田環境部次長兼下水道課長

汚水処理水量の増加につきましては、雨水や地下水等の流入による不明水の増加が原因であろうと考えています。有収水量が減少をしております原因としましては、処理区域内の人口減少や節水型機器の普及、飲料水の購入等のライフスタイルの変化が上げられると思います。

汚水処理費の減少につきましては、維持管理費用や元利償還金の減等により全体費用が抑えられたことで汚水処理費も減少したものでございます。

○笹井委員

はい、わかりました。

やっぱり聞いてみないとわからないものですね、勉強になりました。

同じ表の中に流域下水道維持管理負担金があります。平成28年で3億8,270万円ですか、これは経年変化を見ると、昨年からすると随分減っておるようなんですけども、この負担金が減った理由は何でしょうか。

○小田環境部次長兼下水道課長

主要施策の成果の283ページの一番上の表（2）下水道施設維持管理運営事業、この表にありますように、流域下水道維持管理負担金のうちに地方債元利償還金、いわゆる資本費の支払いが減少したことが大きく影響しているものと思います。

○笹井委員

はい、わかりました。次、行きます。

主要施策の成果の281ページ、繰上充用金が下から4段目にあります。28年度末で14億です。こちらのほうは、計画的に年々減ってきております。

地方公営企業会計の改革を目指し、平成30年に繰上充用金をなくす方針で、今まで説明があって、その取り組みをされてきたと思います。これについて、30年で、この目標が達成するような形の推移なんでしょうか。それとも、まだ14億残っていて、なかなかこの計画は難しいんでしょうか。

○小田環境部次長兼下水道課長

議員からお尋ねがありましたページの一番下の段に記載しておりますように、平成27年度決算の累積赤字額は約14億4,200万円で、この額を平成28年度に繰上充用金として支出したものでございます。また、平成28年度の決算の累積赤字額は一番右の欄の一番下にありますように、約10億4,500万円となっております、これを平成29年度の繰上充用金として予算計上をさせていただいております。

現在、平成29年度末の累積の赤字額は約6億円と見込んでおまして、これを平成30年度に繰上充用することで、平成30年度末での累積赤字の解消を図っているところでございます。

○笹井委員

はい、わかりました。

私が、違う段を見とけばわかったということですね。

主要施策の成果、282ページの一番下に下水道の徴収事務費が出てきております。平成28年度が3,692万円ですか、この金額の算出方法と、あと推移を5年間分ぐらい教えてください。

○小田環境部次長兼下水道課長

水道局への委託料でございますが、この委託料につきましては、平成21年4月に水道局と「下水道使用料徴収事務の委任に関する基本協定書」を取り交わしておまして、その中で、その年度ごとの負担率を明記しております。この負担率を、その前年度の下水道使用料の調定額に乗じたもので委託料を算出しております。

過去5年間の推移ということですので、約で述べさせていただきますが、平成24年度で2,968万1,000円、平成25年度で3,568万2,000円、平成26年度で3,415万1,000円、平成

27年度で3,714万円、平成28年度では3,692万7,000円となっております。

下水道の使用料調定額に対して乗じた額に、平成25年度からは、水道が検針をするときのハンディ機でありますとか、はがきを発送する際のシーラーでありますとか、そういった機器の更新とかに係る費用の応分に応じた負担をさせていただいておるところでございます。

○笹井委員

はい、わかりました。

私は、定額なのかと思っていましたけど、結構いろんな事情で増減があるというのは理解いたしました。

最後の質問ですが、特別会計の253ページ、さっき説明がありました、地方公営企業適用基本計画策定支援業務委託料で、207万円とあるのは、これは結局どのようなものができたのでしょうか。そして、それはどういうふうに公表されているのでしょうか。

○福原下水道課公営企業会計担当課長

ただいま、地方公営企業法適用基本計画についてのお尋ねをいただきました。本市の下水道事業に地方公営企業法を適用するに当たっては、固定資産台帳やシステム整備、また、条例や打切り決算作成など計画的に各種業務に取り組んで行く必要がございます。このため、円滑に業務が実施できるよう各種業務の内容や実施時期などに関して取りまとめたものが基本計画となっております。今後はこの成果をもとに各種業務を進めていこうと考えております。

また、公表についてのお尋ねもいただきましたが、計画の内容自体事務的なプロセスや取り組み内容を定めた作業計画のようなものとなっております。このため公表はしておりません。

以上です。

○笹井委員

はい、理解いたしました。終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

#### 4 建設部関係分

##### (1) 付託事件審査

①追加認定第4号 平成28年度光市一般会計歳入歳出決算について（建設部所管分）

説 明：酒向道路河川課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○笹井委員

それでは、道路河川について、とりあえず2項目ほど。

まず、主要施策の成果の172ページ、河川浚渫ですが、ここには虹川ほか3カ所と書かれています。今の説明の中で、溝呂井川という説明も確かあったかと思いますが、そうするとあとの2カ所はどこになるのでしょうか。

##### ○酒向道路河川課長

虹川、溝呂井川、岩田川、千坊台の調整池でございます。

##### ○笹井委員

わかりました。じゃあ、それぞれ事業費がわかりましたら教えてください。

##### ○酒向道路河川課長

溝呂井川ですけども、溝呂井川が約200万円、虹川が約210万円、岩田川が約410万円、千坊の調整池が60万円でございます。

##### ○笹井委員

ちょっとわかんなくなりましたね。ここに虹川ほか3カ所で、先ほど溝呂井川まで説明があったんですけど、事業費的には岩田川のほうが多いようです。普通、こういうふうに、まとめるときは一番事業費が大きいところからまとめて、あとはその他でまとめると思うんですけど、何でここには岩田川の記載がないのでしょうか。

##### ○酒向道路河川課長

記載内容のご質問をいただきました。記載内容につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

##### ○笹井委員

わかりました。当然主要なところ、まあ一般的には事業費の大きいところから書いていくべきだなと思っています。

改めて確認しますが、この河川浚渫、これは河川維持管理で浚渫だと思いますが、浚渫を行う工事に取りかかる基準というのが何かあるのでしょうか。どういった場合にそ



の浚渫を行うのか、その基準について教えてください。

○酒向道路河川課長

浚渫の基準についての御質問をいただきました。浚渫の基準につきましては、流下の阻害となる河川におきまして、河積の約3割程度、土砂が堆積すると浚渫を考えてまいりたいと考えております。

○笹井委員

わかりました。今回行われた、川で言うと3カ所、虹川、溝呂井川、岩田川ちゅうのは、光市内でも一番堆積が多い、3割を超えて多いという場所を着手したということでよろしいのでしょうか。それとも、まだほかにも溜まってるけど、ちょっと事情があって後回しになっているよというところもあるのでしょうか。

○酒向道路河川課長

市内等の要望も踏まえ、緊急度等を勘案しまして実施しているところでございます。

○笹井委員

物理的に溜まったからというだけじゃなくて、結局、市民からの要望があったところと、幾つかの指標を総合的に判断し着手していると、そういう理解でよろしいですかね。

○酒向道路河川課長

総合的に判断いたしまして、浚渫は行っているところでございます。

○笹井委員

わかりました。市内の川の砂の堆積状況については、また委員会終わった後でも、ちょっと聞きに行くかもしれませんのでよろしく願いいたします。

次、道路のほうに参ります。コバルトラインについては、これはこちらの方の所管でよろしいですかね。じゃあ、お尋ねしたいと思います。

コバルトラインはもともと治山林道で建設されていますから、一般の道路と比べると、大分、線形も悪いし路幅も狭い。そうは言っても市道、光市の道路であるということですのでお尋ねしたいと思います。

私も年に1回か2回しか通らないんですけども、ガードレールが、当初は当然ガードするため立っていたものが、もう路肩が崩れて横になっておる。ひどいところになると、斜めになって何のためのガードレールかわからないというようなところもあります。

また、路肩がぎりぎりのところは、ガードパイプじゃなくて、光市のプラスチックパイプみたいなものとロープで路幅を明示しているようなところも現状あります。こういったところの整備というのは行われないのでしょうか。

○委員長

笹井委員、決算審査なので。所管事務調査のように聞こえますがね。該当するページがあれば、そこから。

○笹井委員  
取り下げます。

○大田委員  
まず、決算書の165ページ、ハザードマップ作成業務委託料は、予算では790万円ついちゃったんですが、決算ではその約半分ぐらいになっとるんです。その理由をお教えてください。

○委員長  
大田委員、どこの箇所になりますかね。165ページのどこの項目ですか。

○大田委員  
備考欄。ハザードマップ作成業務委託。

○橋本監理課長  
当初予定しておいた予算と実際の支出済み額が違う件につきまして、当初予定しておりました価格につきまして、印刷と作成両方同時に見積もりを業者の方へ依頼しております、分けることによって安価にすることができるんじゃないかということで、作成の業務と印刷の業務とを分けたら、当初予定しておりました紙ベースのハザードマップを作るに当たりまして、減額できた金額で作成することができました。

それに伴いまして、今度、残ったものにつきまして、ホームページ等で見られるウェブ版のハザードマップを作成するというふうに切りかえまして、紙ベース版で作成したものに対して、28年度に支出しております。残ったものは、29年度に繰り越しまして、ウェブ版の作成という形で対応したため、当初の予算とかなり支出額が違っているということでございます。

○大田委員  
そしたら、今まで一緒に作っていたのが、分けて作ったから安くなったという理解でいいですか。

○橋本監理課長  
結果的に安くできるようになったということで、これも当初は1業者に頼むという頭の中での予算取りでしたので。

○大田委員  
そしたら、今後もこのように分けることによって価格が下がるということは、非常に

いいことだと思いますので、ほかの業種にも対して行ってください。ぜひともお願いいたします。

それと、169ページの西河原川水門管理委託料が、予算と決算では決算のほうが下がっているんです。委託料というのは初めから決めてやるもんじゃないかと思うんですが、そのところのご説明をお願いいたします。

○橋本監理課長

入札減によるものでございます。

○大田委員

入札で300万円も下がるんですか。ぜひ常にそういうふうに委託料はやってください。よろしく願います。

それと、それから6行下の浸水対策業務委託料、これは逆に3倍ぐらい上がっちゃるんですよね。これは入札されなかったんですか。

○酒向道路河川課長

浸水対策業務についての御質問をいただきました。この委託料につきましては、高潮対策事業といたしまして、台風等が接近する場合、島田川の水位が上がってまいりますので、状況を見て、ポンプを設置するという事で、年間の台風が来る回数等によって変わります関係で予算が増となった状況になっております。

○大田委員

そうしたら、その時期時期によって、台風が来る来んで値段が上下する。そういうふうに考えてよろしいんですか。

○酒向道路河川課長

台風の回数、あと高潮に対しての対応ということで、回数は変わってくると考えております。

○大田委員

そしたら、予算のときにはどのぐらい台風が来ると思って予算を組んでおられたんですか。

○酒向道路河川課長

通年、1回で組んでおります。

○大田委員

今回は3回来たから、それだけ高くなったという解釈ですね。わかりました。また、これは港湾じゃからええんかな。171ページの港湾施設管理事業、水門管理委託料も予

算より下がっているんですが、これも入札減ですか。

○橋本監理課長

これも入札減によるものでございます。

○大田委員

入札減。了解しました。

それと、167ページ、工事です。市道改良工事、市道舗装整備工事、繰越明許も不用額も上がっておるんですが、工事がえらく下がっているんです。その工事をしなかった訳を教えてください。

○酒向道路河川課長

工事請負費についての質問をいただきました。工事請負費につきましては、当初予算、167ページの上から2段目での工事請負費で申しますと、支出済額に翌年度繰越額を足して、あと3月補正で、この工事費は7,358万円減額補正をしております。下の欄の予備費から197万6,000円、この金額を引いていただいたものが当初金額に戻ると思います。

○大田委員

それは補正予算で上がるとるから、計算したら数量的にはあると思います。

極端に言えば、予算書の中に、市道改良工事においては、主な工事が3つ3,800万円で一応上がっているわけですよ。それが結果として1,400万円というふうになっている。繰越明許も山田中岩田線は460万円ほどやりませんよというように上がっている。これは工事縮小したから補正予算で上げて、実際にやったのは1,400万円と思うんですよ。その要するに縮小したわけを教えてください。例えば、交渉して。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○大田委員

先ほど、西河原川の私、ちょっと数字を間違えて、300万円と言ったんですが、間違えて30万円の減額じゃったですね。

それから、先ほどの質問に対して、予算額とこの決算額が違うのに対して、今3月の補正予算で説明されたということでございますので、今後、もっと私も気をつけたいと思います。答弁のほうもよろしくお願ひしたいと思います。終わります。

説 明：松並都市政策課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

それでは、都市公園関係について、主要施策の成果の173ページ、都市計画総務費の

中に景観形成推進業務というのがあります。景観計画は26年10月に施行して、条例も含めて施行しておるところです。

とりあえず、まず景観審議会の開催状況、そして景観条例では許認可業務だったと思いますけど、この処理状況について教えてください。

○松並都市政策課長

まず、景観審議会の開催状況についてお答えを申し上げます。

平成28年度におきましては、調査審議事項がありませんでしたので景観審議会の会議を開催しておりません。

次に、景観行政届け出等の取り扱い状況についてお答えを申し上げます。

景観法と本市の条例に基づきまして、一定規模以上の行為につきましては、あらかじめ、届け出が必要となっております。28年度の状況についてお答えを申し上げますと、合計で9件、届け出がございました。

以上でございます。

○笹井委員

その9件というのは、これは届け出のとおり全部受理されて施行されているんですか。それとも、景観計画の観点から意見なりがあって修正されたようなものはあるんでしょうか。

○松並都市政策課長

届け出のあった行為につきましては、本市の景観計画で定めた景観形成基準を満足しておりました。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。一応9件あったら、私の解釈では、それを審議なり、あるいは事後報告でも景観審議会にかけるべきじゃないかと思うんですが、そういうふうにはなっていないんでしょうか。景観審議会というのは、どういうときに開くというふうに運用されているんでしょうか。

○松並都市政策課長

条例に基づき設置をしております附属機関である景観審議会につきましては、良好な景観の形成に関する重要な事項を審議することとしております。昨年度は、重要事項がございませんでしたことから、開催をいたしておりません。

以上でございます。

○笹井委員

ちなみに、一昨年とか2年前とかの開催状況はわかりますか。

○松並都市政策課長

平成26年度から審議会を設置しておりますが、開催をいたしましたのは、平成26年10月の1回でございます。

以上でございます。

○笹井委員

立ち上げのときだけということですね。景観については、景観団体に認定を受けて、計画をつくって条例をつくったということです。ただ実際、ここの施行の段階で、届け出の処理はされていますけれども、審議会って開かなくていいのか。2年以上も開かれてないと任命を受けた審議委員の人も、もう任命を受けたという認識はなくなってしまうんじゃないかなと思っております。

最低、こういう市民の方に委嘱してもらった審議会というのは隔年程度はやらないと、全くその委員の人が意見を持っていても言う場もなくなる。また委員になるという認識自体を何か忘れ去れてしまうんじゃないかというふうに、問題点を指摘させていただきます。

次に参ります。同じく主要施策の成果173ページの一番下ですが、都市構造の検討調査ということで、先ほども説明はありまして、調査結果をつくったということですが、これはどのような形で市民に公開されるのでしょうか。

○松並都市政策課長

都市構造検討調査についてのお尋ねをいただきました。御案内のとおり、人口減少、超高齢化が進む中、誰もが暮らしやすく持続可能な都市を実現していくために、今年度と来年度とで立地適正化計画の策定事務に取り組んでいるところでございます。

都市の骨格構造に加えて、居住や都市機能を誘導する区域や、目指すべき将来の都市の姿といったものを定めてまいろうとしているところでございます。

現在進めております計画の策定過程におきまして、昨年度実施いたしました都市構造検討調査の結果等をわかりやすい形に整理をいたしまして、市民の皆様を初めとする皆様方に、お示しをしてみたいと考えております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。立地適正化に関しては、たしか市民の方も交えた審議会か、評議会をつくってやっておられると認識しています。その中で、この調査結果も活用されていくというふうに理解をいたしました。

175ページ、主要施策の成果175ページに駐車場業務があります。これについてお尋ねしていきます。

先ほど、決算の歳出と歳入のところで、支出が幾らで収入が幾らという説明がありました。利用料は市の歳入に入りますので、駐車場の運営経費について、公費負担がどれ

だけあるか、もしくは収益がどれだけあるかというのは、収入と支出を差っ引いてみないと数字として把握できません。とりあえず収入のほうが上回っているとは思いますが、収入から支出を引いたら収益は幾らになるのか、それを5年分教えてください。

○松並都市政策課長

光駅北口及び南口の駐車場につきまして、2カ所の合計額で申し上げますと平成28年度は、整理料としての収入が約1,476万円でございます。これに対して、管理委託料としての支出が約918万円でございます。引き算をいたしますと、約560万円黒字の状態でございます。

過去5年間ということで、平成24年度から28年度までの5年間の合計を差し引きいたしますと、約2,787万円黒字でございます。

以上でございます。

○笹井委員

5年間で2,700万円ということで、年間大体500万円ちょっとぐらいの収益が出ているというふうに理解をいたしました。

そこでまた、駐車場の管理についてお聞きをするんですけども、1日駐車するときは入るときに200円払って整理票をもらうからわかりやすいんですけど、2日以上駐車する場合、これは400円だったり600円だったりするわけです。この場合は、入場時にその日数を申告して、その額を払うのが原則なんでしょうか。それとも退場時に、初日に払って、退場時にもう何日とまりましたから残りを払うという、どちらの支払い方法が考え方からすると原則なんでしょうか。

○松並都市政策課長

整理料金につきましては、入場時に当該日数分料金を支払っていただくこととしております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。回答は私もそのとおりだと思うんですけど、実際現場では何日と言う前に、もう整理票を渡して、いやいや1日じゃないです、2日ですとか3日ですとか言うのと、書き直して渡していただけるというような感じなんです。だから、無口な人が、そのまま2日とめるんだけどもパッと渡されたら200円払って、それで中に入ってしまいそうになります。その辺は渡し方とか、人によっても違うのかなと思いますけど、一応窓口での指導というのは統一されたものがあるんでしょうか。

○松並都市政策課長

地元の団体に委託しており、仕様は定めております。ただ、必要に応じて、私どもからの助言なりは必要かというふうに考えております。

以上でございます。

○笹井委員

特に初めての方なんか戸惑われると思いますので、ひとつそこはわかりやすい説明、あるいは明示でもいいですが、お願いできればと思っています。

駐車についてお聞きしますが、結構長い間、一月とか超えるようなものも、とめている車があると聞いたことがあります。そういうのが把握されているかどうか。把握されているとすれば、どういうふうに対応されているか。

もう一つ、夜7時までの受け付けにしておられますけども、7時を過ぎるとおられなくなって、不足分はここに入れてくださいと、扉をあけて入れるようにはなっておりません。ここも何日か長い間とめて、夜の間には払わずに出てしまうというケースがあるのではないかというふうな話も聞いております。こういうふうには夜間退出される車、その辺の把握はできておりますでしょうか。

○松並都市政策課長

まず、長い日数についてお答えを申し上げます。長期間の駐車、委託先の団体がそういった状況に気づいたときには、私どもに連絡を受けることで一定の把握はできております。

どういうふうな対応をといるお尋ねでございますが、これにつきましては、特に慎重な対応も必要になることもございますことから、一概には申し上げにくいんですけども、こうした事案があったときには、可能な範囲で調査を行いまして、当該車両の所有者、あるいは使用者に連絡を試みるといった対応が考えられます。実際そうした対応をしたケースもございます。

次に、夜間退出についての把握につきましては、仰せのとおり夜19時から翌朝6時まで無人の状態になります。数の把握につきましては、朝の出勤時の台数を数えることと、前日の最終の台数の帳簿等を照らし合わせることによって、それなりの把握は可能ではございますけれども、夜間のみ利用ということも実際には可能であり、正しい数値ということは、現在の運用上、困難であるというふうに考えております。御理解を賜りたいと存じます。

○笹井委員

実際、この駐車場、30分以内は無料ですので、例えば、夜間に来て30分で出れば全く支払いの義務がないと。一方で、じゃあ30分以上は有料だから、夜間に来て1時間とか2時間とかとめて出たら、これは本当は支払いの義務が発生するんですけども、そこに対しての実効性のある徴収体制というのはとれていない。あくまでも善意でというか、ふたをあけて入れるのをチェックするしかない。だから、夜間に関しては、実際には実効のあるチェック対策が現在とれてない。私はそういうふうに思っているんですけど、そういう認識でよろしいですかね。



○松並都市政策課長

現在の状況では、いたし方ないものというふうに考えております。  
以上でございます。

○笹井委員

あともう1点、よくほかの駐車場ですと、最初にお金を払って領収書なり整理票をもらって、その整理票を複数便とめる場合は、フロントに見えるところに置いちゃいてくださいというようなやり方もよく見ます。あるいは最近の道路上のパーキングなんかは、自動販売機みたいなお金を払って、それを中から見えるところに張ってくださいということで、のり式になっておったりしています。光市においては、そういう支払ったことを証明する整理票などをフロントに明示するというような指導とか義務というのはないのでしょうか。

○松並都市政策課長

現在の管理体制上におきましては、お尋ねのような、いわゆるチケットを見えやすいところに置いておくというようなことは求めておりません。

以上でございます。

それと済みません、先ほどの1点、訂正をさせていただきたいと存じます。先ほど、駐車場の収支についてお尋ねをいただきました。私がお答えを申し上げましたのは、あくまでも収入と委託先への委託料との差し引きということで御理解を賜りたいと存じます。時によりましては、修繕等も発生することがありまして、その多寡はあろうかと思いますが、あくまでもその差し引きということで御理解をいただきたいと思えます。

○笹井委員

理解しました。駐車について、幾つも問題点があって、それが市の当局も問題点として認識されているということを私は確認いたしました。

ただ駐車場については、光駅の橋上化、それに伴う駅前整備がこれから始まっていきますので、この中でこういった問題点も解消できるというふうな、認識しておるところでございます。

次にあと2項目、主要施策の成果179ページに公園整備事業があります。この中に冠山総合公園イノシシ防止柵設置工事というのがありまして、予算のときに、冠山総合公園について、当時の担当部長さんが熱意をもって説明されたのでよく覚えております。これにつきまして、実際、イノシシの防止の効果はあったのでしょうか。イノシシというのは減ったのでしょうか。

○松並都市政策課長

指定管理者からの聞き取りの範囲でということになりますが、柵を設置いたしましたその前後で、いわゆる荒らされると言いますか掘り起こされたような痕跡を見かける数は大幅に減っていると報告を受けております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。まあ効果があったということですね。

同じく主要施策の成果179ページの、書いてないんで探してみたら、どうやらその他の中に紛れちよるらしいんです。浅江の大蔵池公園に街路灯を設置する、下の歩道部分には光る夜間照明を設置するというのは、平成28年度予算のときに、きちんと主要な施策として大々的な発表もあったわけですが、これについての効果を教えてください。そして、なぜそれがこの資料の中にどこにも記載されていないのかについても答えをお願いします。

○松並都市政策課長

大蔵池公園におきまして、園路におきまして、LED照明の設置、それから夜間発光材の設置をいたしました。LEDについては、夜間の明るさが増して利便性が向上したものと捉えております。夜間発光材につきましては、これは試験的に設置をしたということもございますが、現在、効果の検証等も進めているところでございます。

それから、決算書等での触れていないといえますか、179ページ上段の表につきましては、その他の中で包含をさせていただいておりますので、そのあたりは御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○笹井委員

ご理解はいただけません。やっぱり予算のときに、こういうふうなものをやりますと発表されたものについては、決算のときに、当然効果が出れば、こういうふうな効果がありましたということは、これは当然言わなくてもやってもらえると思います。そういう効果が見込めなかったものについても、それはきちっと検証する必要があるし、それがわかるような決算資料づくりをすべきだと考えています。

このことについて、また続けて聞きますけど、このLED照明を設置した、あるいは夜間発光材を設置したことによって、そこの公園の利用者が増えたか減ったか、そういう把握はあるのか。また地域として、その新しくなったところを活用して何か新しい取り組みとかイベントがあったのかどうかについてもお尋ねします。

○松並都市政策課長

利用者が増えたか、あるいはイベント等の数につきましては、把握をできておりません。

以上でございます。

○笹井委員

まあ、もともとなぜここでこういう事業をやったのかと、そこまでさかのぼると、ち

よっと決算から外れるのかなと思いますけど、私としては疑問に思っております。当初、たしか発表のときは、市の光プロジェクトみたいな発案の中で出てきたということであり、もしそれであれば、プロジェクトの発案だけして、あとは放ったらかしということになります。地元から要望があったのであれば、地元を巻き込んだ取り組みが必要ですけど、今特にそういう取り組みとか行事はないということでございましたんで、それはそれで問題であろうと思います。

今回、決算審査でございますので、あえて、特に予算発表時に大々的に発表したものについては、結果が悪ければ悪いなりにきちんと表記をしていただきたいということを提言いたしまして、終わります。

#### ○磯部委員

濟いません、1点だけ確認をさせていただきます。主要施策の成果の176ページの一番下のところに、冠山総合公園の運営についての評価も書いてあります。冠山総合公園は指定管理にしまして、議会からも提言があったと思いますけれども、使用料金制が利用料金制にされることによって、指定管理者のやる気を非常に引き出して、それがさらに市民の利用者とか多くの皆さんのサービスの向上につながっているというような指摘が、ここに書いてあります。そのあたりを分析なさっていると思いますので、もう少しお答えいただきたいと思っております。

#### ○松並都市政策課長

お示しの176ページから178ページにかけて、冠山総合公園の運営状況について、資料をお示しをさせていただいております。

177ページのアとイの表をご覧くださいますと、入園者数が増加の一途でございます。特に、イの表で、オートキャンプ場の宿泊サイト数が大きく伸びており、好調な集客を誇っております。これまでのところ、その所管といたしましては、指定管理者制度、さらに利用料金制度というものは民間事業者ならではのノウハウ、あるいは柔軟なアイデア、発想というものによりまして、さまざまな新規イベントやメディアへのPRなんかも、とても積極的に取り組んでいただいております。現時点におきましては、総合的に高いレベルで管理運営いただいているものと評価をしております。

以上でございます。

#### ○磯部委員

今後もこのあたりのやる気を損なわないような、そういう指定管理のやり方で、この冠山がもっと広く、多くの方に周知していただけるように大いに期待しておりますのでお願いいたします。

以上です。

#### ○大田委員

今、都市政策のほうは、組織改編があつて1課になつちよるんですね。それで1課

になって、管理職手当も少なくなって1年経とうとしちよるんですが、どこか不都合とかいうのはありますか。私は不都合があるじゃろうと思うちよるんですが。

○松並都市政策課長

平成28年度の組織改編によりまして、建設部内のそれまでの公園緑地課と都市政策が一つの課になったことへのお尋ねかと思えます。

景観行政への取り組みを始めまして、特に自然景観の豊かな光市、そういった景観行政のまちづくりと公園緑地の整備等、維持管理も含めて、一体的な取り組みを進めるといことで組織が再編をされました。上司の御指導のもと、これまでのところ順調にございますか、予算等も適切に執行させていただいておりますし、不都合がないものというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

しっかり頑張ってください。

説 明：国広建築住宅課長 ～別紙

質 疑：なし

○委員長

それでは、最後に建設部所管分全体を通して、質疑のある方はご発言をお願いいたします。

○土橋委員

建設の関係の何て言うんですか、時間外がどのぐらいあるか、所管ごとに説明をしていただければと思います。

○田村建設部長

建設部の平成28年度の時間外勤務の状況でございますが、時間数と職員数についてお答えいたします。

まず、建設部全体では、対象職員数が29名で3,043時間でございます。内訳としまして、監理課、職員数が4名で時間外勤務時間数は776時間、次に、道路河川課、職員数が9名で時間外勤務時間数が1,015時間、次に、都市政策課が職員数が9名で時間外勤務時間数は743時間、最後に、建築住宅課、職員数7名で時間外勤務時間数は509時間でございます。

以上でございます。

○大田委員

ちょっと済いません、私、聞き漏らしちゃったかもわからないんですが、繰越明許について、土木総務費の委託料の254万円、それで……。

○委員長

ページ数をお願いします。

○大田委員

都市計画総務課の171ページの7,668万円とか、ちょっともう一遍お教え願えたらと思うんですが。

○酒向道路河川課長

繰越明許についての御質問をいただきました。165ページの13委託料254万円につきましては、ウェブ版ハザードマップ作成業務に係る繰越明許でございます。

○委員長

ほかに繰越明許があるところはありますか。都市計画は。都市計画のほうは市民部だそうです、大田委員。コミュニティセンターだそうです。

○大田委員

工事請負費の7,668万円、これは市民部ですか。

○森重副市長

今、大田委員さんの御質問の都市計画総務費ですけども、先ほど課長のほうから説明をさせましたが、大和コミュニティセンター建設事業に伴うものでございますので、今回から市民部のほうで御説明をさせていただくこととなりますが、繰越明許の該当は、コミュニティセンターに関連する事業費を繰り越ししているものでございます。

○大田委員

それから、その上の役務費ちゅうんですか、1万8千円、これも市民部のほうですか。

○委員長

ページ数がわかりますかね。

○大田委員

171ページです。

○委員長

171ページ。

○大田委員

はい、了解しました。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

## 5 経済部関係分

### (1) 付託事件審査

①追加認定第4号 平成28年度光市一般会計歳入歳出決算について（経済部所管分）

説 明：芳岡商工観光課長 ～別紙

### 質 疑

#### ○笹井委員

では、商工観光について7項目ほどお尋ねいたします。

まずは、主要施策の成果の149ページ、労働費の中で、光地区労働者福祉協議会に対し、180万円支出されていますが、具体的にどういう事業が実施されているのか、お答えください。

#### ○芳岡商工観光課長

光地区労働者福祉協議会に対する補助金180万円は、労働者の生活の安定向上と労働者の福祉の充実を図ることを目的に、労働福祉セミナーや労働者相互の親睦行事の開催といった会員対象事業のほか、「ふれあい・健康フェスティバル」や「雇用の日メッセージフェア」の実行委員を務めていただき、さらに「小さな親切運動・列島クリーンキャンペーン」への参加など社会貢献、地域活動も展開されており、それらの活動の一部に活用されております。

以上です。

#### ○笹井委員

内訳を金額で聞くべきかなとも思いましたが、ただ、今の話の中に親睦事業というのがありまして、概して、今こういうところの支出というのは、全国的にどんどん縮小しておるような傾向を認識しております。この辺、また来年度の予算編成あたりで、詳しく聞いてみたいと思います。

次の項目に参ります。主要施策の成果の164ページ、離島航路からまいります。離島航路の輸送人員が平成27年度はちょっと上がって1万1,700人、28年度はまた1万1,200人と、ちょっと減少しておるようですが、これは何か動向とか原因とかがわかりますでしょうか。

#### ○芳岡商工観光課長

うしま丸の利用者の推移につきましては、毎年、島民の人口が減少し、島民の利用が減少いたしておりますが、平成27年度より、島内における家屋の改修が重なり、それに伴う業者の利用が大幅に増えたことや、釣り客も前年度に比べて増加したと聞いております。

しかし、平成28年度は、家屋改修に係る事業者の利用がピークを過ぎて減少し、また

島民の利用や釣り客の利用も減少したことによるものでございます。  
以上です。

○笹井委員

これは減る一方だなと思っていたところ、昨年の決算で増えていましたので、大変いい傾向だなと思いましたが、さすがに今年、28年度はまたちょっと減っております。昨年、牛島でコスプレ写真撮影会が行われて、これが離島航路活用の事例として、何か国土交通省のほうで取り上げられたと聞いたんですが、本当でしょうか。

○芳岡商工観光課長

議員仰せのイベントが行われたことに関しましては、中国運輸局が開催した地域公共交通確保維持改善事業第三者委員会において、被評価者である山口県生活交通確保維持改善協議会が評価委員に対して、県内の様々な航路における集客効果のあった事例の一つとして紹介をされたとお聞きしております。

○笹井委員

わかりました。

次の項目に参ります。岩田駅の管理事業がありますが、ここについても、収入と委託料が出ております。公費の持ち出しが増えておるのか減っておるのかちょっと傾向をつかみたいので、公費負担は収入から支出を引けば出るんですけど、5年分教えてください。

○芳岡商工観光課長

岩田駅の管理運営に係る公費負担額でございますが、平成24年度から28年度まで、順に申しまして、約106万円、89万円、123万円、121万円、121万円となっております。

○笹井委員

わかりました。ここ3年は大体同じような、120数万円で運営できておるというふうに理解をいたしました。

次へ参ります。市営バス運行事業です。市営バスは旧大和地域を中心に回っておりますバスでございます。これについても公費負担については、事業費から収入を差引いて計算しないとわかりませんが、ちょっと動向を知りたいので5年分教えてください。

○芳岡商工観光課長

市営バス運行に係る公費負担額でございますが、同じく平成24年度から28年度まで順に申しますと、約713万円、839万円、770万円、1,004万円、776万円となっております。平成27年度が突出しておりますのは、バス車両を更新した負担額216万6,000円が含まれているためでございます。

以上でございます。



○笹井委員

わかりました。長い目で見ると利用者数が減っておるので、ちょっと心配しておったんですけど、公費負担としては割と安定しておると理解いたしました。

この市営バスについては、過去、路線の試験的な見直しもされましたし、昨年か、今年、幾つかのルートを変えて、予約制にするなどの変更があったところですが、それによる利用者とか経費の変化はありますか。

○芳岡商工観光課長

平成28年度より市営バスの路線を生野地区への路線延長、さらに市役所線の増便、岩田・三輪線と城南原線に予約制を導入するなど路線や運行形態の見直しを行いました。これにより、岩田・三輪線及び城南原線は利用者が減少いたしましたが、市役所線の利用者数は大幅に増加いたしたところでございます。

先ほど申しました一部路線において予約制を導入したことにより、運行を行わない日がある路線が生じ、走行距離の減少に伴う燃料費の減少といった効果も出ております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。今、予約制を導入した岩田・三輪線と城南原線の利用者数はわかるんですけど、実際、年何回ぐらいバスが出ておるものなのか、データがありますでしょうか。

○芳岡商工観光課長

平成28年度におきまして、年間でフルに走ればいずれの路線も1,825便でございますが、28年度、岩・田三輪線においては587便、城南原線におきましては390便、運行いたしております。

○笹井委員

わかりました。こちらのほうも私、興味を持って、また見ていきたいと思っております。

次に、主要施策の成果で165ページに参ります。地方バス路線維持対策事業のほうで防長バス、徳山から柳井の路線について、これを見ますと、結構補助はしております。徳山柳井線は、27年が16万人に対して、28年が13万人というふうに、これ随分落ち込んでおるような形なんですけど、この理由とかは把握されてますでしょうか。

○芳岡商工観光課長

徳山駅前柳井駅前路線における輸送人員につきましては、事業者の確認をいたしましたが、大幅な運行経路の見直し等は行われておらず、また利用者の乗降調査等が頻繁に行われるものでないことから、年間を通じての利用者の状況は持ち合わせておらず、明確な理由はわからないということでございます。

とは申しましても、利用者数の増加を図ることは、公共交通を維持確保していくための大命題でもありますので、事業者にも運転手の気づきを聞き取るなど、状況把握に努めていただくことをお願いしているところでございます。

以上です。

#### ○笹井委員

こちらのバス・公共交通については、市のほうで審議会などもつくられ、また計画もまとめられました。その計画の中身も随分見させていただきましたけれども、防長バスとJRバスが一緒になって、走っておるのを時間調整して、もうちょっと利用者のほうに便利な間隔で運転してもらうことや、光駅への防長バスの乗り入れについても、可能性について書いておられたと思います。こういった計画を期待したいと思っております。

決算審査において、一昔前は、この主要施策の成果について、輸送人員は一切載っていない、補助金の金額しか載っていない時期がありました。先輩議員が随分これを追及をされて、この場に補助が当たっておるバスの人員については、全部、動向が載るように改善されて数年たちますが、この動きは評価したいと思います。また補助が載っていないJRバスについても、審議会のやりとりで、大体動向をつかんでおられるということですので、こういう実態を踏まえた上で、また今後、いろいろ提案等をしていきたいと思えます。

では、バスは終わりました、主要施策の成果167ページの一番下です。企業立地推進事業で、光市事業所設置条例に基づいて、ここの記載では、事業者3者に対して4億7,987万円を支出しましたとあります。毎回毎回聞いておることで申しわけないんですが、この4億7,000万円を受け取っている業者はどこなんでしょうか。

#### ○芳岡商工観光課長

毎回、同じ回答となり、大変申しわけございませんが、事業所設置奨励金は、奨励金の額が固定資産税に相当する額となることから、事業者の納税情報に大きく関連するため、従前より個別の事業所名の公表は差し控えさせていただいております。

以上です。

#### ○笹井委員

光市の一般会計が200何億円ですか、その中で4億円、3者に出とるわけですが、その受け取った会社名も答えられないというのは、これは疑問だと思っております。納税情報になるからというのであれば、納税情報にならない形で算定して交付すればいいだけの話ではないかと思っております。今後、また追及していきます。

それから、その段の下に、本年度から交付対象を小規模企業者まで拡大しましたとありますが、これについては、どういう会社が拡大されて給付を受けたんでしょうか。

#### ○芳岡商工観光課長

事業所設置奨励金制度につきましては、平成28年度に小規模企業者まで対象を拡大い

たしたところではございますが、平成28年度に奨励金を交付した小規模企業者はございません。

○笹井委員

まだ事例はないわけですね。

○芳岡商工観光課長

平成28年度に申請がなされ、指定を受けた小規模企業者が1件ございます。ただし、実際の支給につきましては、今後行われることとなります。

以上です。

○笹井委員

最後、主要施策の成果の168ページの一番下に、観光協会助成事業ということでございます。観光協会全体には、補助金として1,646万円支出しております。この中に入っておると思うんですけども、光花火大会とみたらい湾花火大会に600万円を支出したという記載でございます。この600万円のうち、光に幾ら、みたらい湾花火大会に幾ら支出されているのか、そしてそれぞれの花火大会は、事業費が幾らで、そのうちの何割がこの市費負担になっているのかお答えください。

○芳岡商工観光課長

観光協会助成事業で2つの花火大会への内訳でございますが、光花火大会が400万円、みたらい湾花火大会が200万円となっております。

また、観光協会の決算書によりますと、平成28年度、光花火大会の事業費は約748万円で市の負担割合は53.5%、みたらい湾花火大会は664万円で市の負担割合は30.1%となっております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。市がどちらの花火大会にどういうふうに交付するかというのは、これは恐らく一番最初の取り決めみたいなものがあつたんだろうと思われまして。そこにどうこう言う立場にありませんが、みたらい湾のほうは3割が市費負担で、それ以外は全部自分らで7割集めておられるということは理解いたしました。終わります。

○岸本委員

それでは、3点ほど質問させていただきます。

まず1問目は、決算書の161ページ、下から9行目、事業所設置奨励金4億7,900万円、この内訳について教えていただけませんか。

○芳岡商工観光課長

先ほど先行議員にお答えしたとおりでございます。

○岸本委員

私が勘違いしておりました。濟いません。この商工観光課の本年度の総事業費というのは、幾らになっておりましたでしょうか。

○芳岡商工観光課長

私ども商工観光課が所管しておりますのは、決算書156ページでございます、商工費の決算額が8億9,135万3,000円、それから労働費の決算額が1,807万9,000円となっております。

以上です。

○岸本委員

お隣の下松市の27年度決算ですけど、商工費の歳出金額が、5億5,700万円なんですね。ですから、それと比べますと、光が約9億円ですから、3億5,000万円、光の予算のほうが多いんですね。大体、下松の決算額と光の決算額、1億円ぐらいの違いしかないと思うんです。ですから、商工観光課、こういう財政難ですから、いろいろな補助金とかお出しになれるのはよろしいんですけど、もう少しいろいろ検討されて、削るところは削られて、来年度の予算に参考にされたらよろしいんじゃないかと思います。

以上です。

○磯部委員

私からは、簡単に2点、お聞きしたいと思います。

まず、主要施策の成果の167ページの下のほうなんですけれども、創業支援、ここ簡単に3行しか書いてありませんが、議会からも個人的にも創業支援については、何人の方が提案してきたものです。計画に基づいて、これが行われ、そしてワンストップ窓口も開設されたと書いてありますけれども、非常に効果にもつながるような取組みになったのではないかと考えております。このあたりをもう少し詳しくお知らせいただきたいと思ったところと、もう1点、主要施策の成果の169ページに観光客の推計が一覧表に書いてございます。計画に基づいて各種事業に取り組みされたと思いますけれども、当局として、どのような分析をされていらっしゃるか、この2点についてお聞かせをいただきたいと思います。

○芳岡商工観光課長

まず、創業支援に関する御質問ですけども、創業に関しましては、これまでも商工会議所や大和商工会、さらには金融機関等と連携し、取り組んでまいりました。特に昨年度は、5月に産業競争力強化法に基づき策定した創業支援事業計画を経済産業省と総務省から認定を受け、直ちに商工観光課に創業支援窓口を設置し、支援体制の強化を図ったところでございます。

引き続き、7月には、本市の小口融資制度に創業資金を創設し、基準金利を引き下げたほか、一定の要件を満たした場合、最優遇金利1.2%の適用などさらなる金利の引き下げや、融資限度額の拡大や融資期間も長くするなど、制度を整えました。残念ながら28年度中に創業資金の御利用はございませんでしたが、本年度に入り、現時点で2件の融資を実行いたしております。

また、本市の融資制度を活用せずにも、多くの方々が市内で創業されていらっしゃることで、商工会議所や商工会、金融機関からの情報や経済情報誌等に掲載された情報を集めますと、昨年度において把握しているものだけになります。20件以上の創業実績があるようでございます。

それからもう1点の観光客の推移については、平成28年度で95万7,000人となっております。掲載しておりませんが、10年前の平成19年は77万6,000人で、この間、農業振興拠点施設「里の廚」や、三島温泉健康交流施設「ゆーぱーく」などがオープンしたほか、多くの集客力のある冠山総合公園では、梅まつりやばら祭など、「光の花物語」のほか、灯火祭やオートキャンプ場の通年オープンなどの取組み成果もあって、18万1,000人、23.3%の増加となっております。

このことは、各施設を管理し、イベント等を実施する所管課だけでなく、民間の指定管理者が有する経験やアイデア、さらにはボランティアの皆様の御協力によって、それぞれが魅力あるものになっているものだと考えております。

商工観光課といたしましては、こういった施設の管理者やイベント等実施者、さらには経済団体、事業者との連携を密にしながら、観光協会とともに、光市の観光として、あらゆる媒体を活用し、積極的な情報発信に努めることによって、本市のまちの魅力アップにつなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○磯部委員

創業支援に関しましては、今までの取組みが徐々に成果を上げてきているというところで、今後大いに期待をしておきたいと思っております。

また、観光客の推移については、よくわかりました。

以上で結構です。

#### ○大田委員

決算書の141ページのU J I ターン等雇用促進事業において、当初予算どおりに使われていないんですが、現地説明会に参加するよう、そここのところの声かけというか、宣伝、啓発などはどのように行っておられるんですか。

#### ○芳岡商工観光課長

U J I ターン等雇用促進事業の啓発ということでございますが、本事業は平成28年度の新規事業でありましたことから、まず制度の周知を図るために、商工会議所の広報誌の配布にあわせて、全ての会員事業所に制度の概要説明と募集を行うチラシを送付した

ほか、機会を見つけては工業部会など各部会の開催にあわせて職員が出向いて行き、PRを行ってまいりました。

さらに、市のホームページやフェイスブックに掲載するなど情報発信に努めてまいったところです。

以上です。

○大田委員

その啓発活動によって、3事業所が応募して行ったというように解釈できるんですが、それに対して、市のほうからは一緒に行くとかはあるんですか。

○芳岡商工観光課長

決算書の同じ欄に普通旅費を計上しておりますが、市からも職員を参加させております。

以上です。

○大田委員

何名ぐらい行かれたんですか。

○芳岡商工観光課長

まず、東京で行われた就職説明会に2名、その後、大阪に2名、再度東京に2名、以上6名でございます。

以上です。

○大田委員

もっとしっかり行かれて、山口県の光市に帰ってこられるようお願いしたらと思います。

次に移ります。161ページのプレミアム市内共通商品事業補助金866万7,000円についてですが、100%市内で使われたんでしょうか。それとも共通券であるからよその大手企業にも使われたんでしょうか。

○芳岡商工観光課長

プレミアム商品券は本市で発行しておりますので、使用された商品券の全てが市内の店舗で使われております。いわゆる大型店に関しましても、他市では使えない、市内にある大型店での使用ということになっております。

以上です。

○大田委員

この経済効果っちゅうのはどのぐらい出たんですか。

○芳岡商工観光課長

効果につきましては、前年度、国の補助事業で示された、消費喚起効果の計算に基づいて、28年度も実行委員会が算出しておりますが、消費喚起効果額としては4,200万円とお聞きしております。

以上です。

○大田委員

結構出たんだなと思いました。

次に移ります。同じページの下の段、事業費設置奨励金で、ソフトパーク市街化と、3つ載ってるんです。ソフトパークは、私を知る限りじゃ、閉鎖されたかと思うんですが、そのこのところ、どうなってるんですかね。

○芳岡商工観光課長

ソフトパークにつきましては、平成27年3月に、より幅広い用途での利活用を進めることにより、一層の産業振興と活力のあるまちづくりの推進を目指すために、その位置づけを見直しております。その際、期限付きでありましたひかりソフトパーク企業立地促進条例は、その期限を迎えて失効いたしましたところでございます。

以上です。

○大田委員

立地奨励金173万4,000円と雇用奨励金60万円は、どういうところで使われたんですか。

○芳岡商工観光課長

その条例の失効前に既に進出をされた事業所に対しては、3年間交付がありますので、その間は交付をするということでございます。

以上です。

○大田委員

了解しました。

それで、その一番上の地域公共交通網形成事業が645万7,000円についておるんですが、予算書より随分少なくなっています。これはどういう交付金なんですかね。

○芳岡商工観光課長

本年3月に策定いたしました地域公共交通網形成計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき策定を目指したもので、策定に当たっては、当初この法律において、地域公共交通協議会を設置すること、それからこの協議会が主体となって計画策定に向けた協議を行うことが求められておりますことから、協議会に対して、交付金を支給いたしました。

以上です。

○大田委員

協議会に対して交付したということで、その協議会で645万円も使われたということですか。

○芳岡商工観光課長

協議会で支出をいたしております。  
以上です。

○大田委員

協議会で、これを計画するのに、どこかの業者に委託して出したとかいうものを含んで645万円じゃなくて、協議会に出して使われたということですか。

○芳岡商工観光課長

計画の策定に当たっては、専門的な知見を有しますコンサルタント業者を活用いたしておりますが、こちらにつきましても、先ほど申しました法に基づき、協議会でコンサル業者を選定し、委託料等々を支出しております。  
以上です。

○大田委員

了解しました。終わります。

説 明：國本農業委員会事務局長 ～別紙

質 疑：なし

説 明：酒谷農業耕地課長 ～別紙

質 疑：

○笹井委員

では、主要施策の成果に基づいて3項目、質問させていただきます。

まず、152ページの中下段のところに、新規就農者の推移ということで、新規就農者は累計9名となっていますが、ただよく見ますと、28年度で3名離農が出ております。この離農の理由は何なんでしょうか。そして、こういう補助事業について、途中でやめられた場合は補助金返還が発生するという制度もあったような気がしますが、そういう返還の発生はないのでしょうか。

○酒谷農業耕地課長

ただいまの質問に対してお答えします。



新規就農者の中で離農者が3名いるが、返還はあるかという質問でございますが、3名の離農者の理由は、自己都合による離農が2名、雇用先の事業中止による離農が1名でございます。

それから、市の補助金として、就農促進補助金を支給しておりますが、これは新規就農者の雇用主に対する助成でございます。雇用期間に応じた月額での算定となっており、条件等の違反がない場合、返還はございません。

以上でございます。

#### ○笹井委員

わかりました。雇用期間の月額払いということで、離農するまでは払っているけど、そこから先は当然なくなるから返還は発生しないと理解いたしました。

次、参ります。同じく主要施策の成果の152ページから153ページのところに、農業振興拠点施設管理事業ということで、これは「里の廚」のことだと思いますが、この「里の廚」の来客数と販売数が出ております。建設当時に一応計画を立てられて、これぐらいのお客さんでこれぐらいの額は売れるだろうと計画を立てられたと思いますが、その数字とそれに対比した28年度の数字をちょっと教えてください。

#### ○酒谷農業耕地課長

ただいまの質問に対してお答えいたします。

農業拠点施設の来客数、販売額を当時の予測と対比して説明いたします。

当初、平成23年度は、農産物・加工品販売6,720万円、レジ通過者を6万7,200人、平成24年度は農産物・加工品販売で8,500万円、レジ通過者8万5,000人、平成25年度は農産物・加工品販売額1億円、レジ通過者10万人という3年間の目標を設定しておりましたが、平成23年度7月にオープンいたしまして1年目から、販売額1億5,600万円、レジ通過者16万8,000人に達しました。平成24年度からは毎年2億5,000万円を超える販売額と23万人を超えるレジ通過者があり、市内を中心に、県外や市外からも来客がございます。

平成27年9月5日には、レジ通過者が100万人を達成しております。平成28年度の来客数でございますが、22万3,210人で、若干減少したものの、販売額は2億5,439万8,000円で、ほぼ横ばいとなり、合計販売額は約14億3,200万円、レジ通過者は約135万人になりました。

以上でございます。

#### ○笹井委員

こういう施設ものでは、過大な利用客を見積もったりとか、あるいは最初はよかったけれども、すぐにどんどん落ちてきてしまったというような、他市の事例がよく見られますが、この「里の廚」を見ますと、ここ数年、安定し、当初目標を上回る安定的な利用状況で大変よろしいことかと思えます。

153ページのところに販売実績の内訳がありまして、ここに学校給食ということで307

万円という数字が出ております。この学校給食については、どのような内容なんだろうか。

○酒谷農業耕地課長

学校給食の具体的内容ということでございますが、学校給食センターと連携をとりながら、主なものとして、タマネギ、キャベツ、ホウレンソウ、ニンジン、葉ネギ、ジャガイモ、サツマイモ、すり味噌、米粉などの食材供給を行っております。

平成28年度は、天候不順により出荷量が確保できないということもありまして、126万円の減少となっております。

以上でございます。

○笹井委員

設立時も予定はされとったけど、そのときの説明より、何か品目が増えておるような気がいたします。大変喜ばしいことだと思います。

次、主要施策の成果156ページの2段目に、農村施設運営費ということで、農村婦人の家、周防多目的集会所、農産物加工センターがあります。私は、いつもごちゃごちゃになって、どれがどれだったかわかんなくなるんですけど、それぞれ、どの場所で何をしている施設か、ちょっと説明をお願いいたします。

○酒谷農業耕地課長

農村婦人の家、周防多目的集会所、農産物加工センターの所在と利用内容を説明いたします。

まず1番目、農村婦人の家ですが、上島田4丁目8番6号で、島田駅近くでございます。

設置目的は、農村婦人及び高齢者の生活文化の向上に資するためで、利用内容は、創作活動並びに生活改善の知識及び技術の習得に関する事、自主的なグループ活動の育成助長に関する事、生活文化の向上及び情報の交換に関する事でございます。

利用実績は、食品の加工、趣味の囲碁、健康体操、絵画、コーラス、自治会活動などでございます。

次に、周防多目的集会所は、大字小周防2297番地、周防八幡所交差点の近くでございます。

設置目的は、農業農村の活性化を図るという目的でございます。利用内容は、特に定めておりませんが、個の秩序や善良な風俗を乱す恐れがあるときなど、使用制限を設けております。

利用実績は、音楽の練習、体操、俳句、会議、演劇の練習、自治会活動などでございます。

そして、農産物加工センターの住所は、大字三輪694の1、大和スポーツセンターの手前でございます。

設置目的は、地域農業の振興及び農産物の有効利用を図ることでございます。利用内

容は、地域農業の振興にかかわる指導及び相談に関すること、地域の村づくりにかかわる研修及び交流に関すること、農産物を一次加工することによって、有効な活用を図ることをごさいます。

利用実績としては、食品の加工、生活改善実行グループの活動等に使用されております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。1カ所、三輪のはちょっと頭に入ってなかったですけど。

これも使用料収入は上がっていますが、公費負担を知りたいんで、28年度の数字で結構ですから、運営の委託料から使用料収入を引いた公費負担額は幾らなのか教えてください。

○酒谷農業耕地課長

公費負担額について説明いたします。

農村婦人の家は85万2,000円、多目的集会所は108万4,000円、農産物加工センターは66万6,000円でございます。

○笹井委員

わかりました。この農村施設運営費のこの項目は、これ去年までこんな表はなかったと思うんです。私は過去数年前から、何でこの3施設の成果のほかはないのかということを描きまして、ほかの所管も含めて、記載が足りないのではないかという質問をしたときに、過去から載っていませんとか、主要な施策の主要な部分に当たらないというような話をされていましたが、今回、何で載ったんでしょうか。

○酒谷農業耕地課長

前回、笹井委員のほうからそういうお話がございましたので、検討した結果、掲載することにいたしました。

以上でございます。

○笹井委員

酒谷課長の対応をすばらしく評価いたします。

終わります。

○大田委員

補正予算で説明されたかもわかりませんが、ちょっと覚えていませんのでお聞きします。予算書の中に、ひと・しごと定住総合支援補助金と6次産業化農商工連携促進事業補助金が載っているんですね。それが今度、決算書のほうでは消えているんです。その代わりに145ページに、新規就業者受入体制整備事業補助金668万8,000円と、産地競

争力強化対策事業補助金1,008万円が載っているんです。そののちをちょっと詳しく説明してください。

○酒谷農業耕地課長

農業経営体質強化補助金は、当初予算で2,379万8,000円でした。これは県事業の農業経営体質強化補助金が廃止となり、農業機械の導入は、決算書145ページの下から14行目に新規就業者受入体制整備補助金に切りかえ、園芸施設の導入は、下から12行目に、産地競争力強化対策事業補助金が新たに創設されたことによる変更でございます。

最初の、ひと・しごと定住総合支援補助金及び6次産業化農商工連携促進事業補助金は実際に申請がなかったということで掲載しておりません。

以上でございます。

○大田委員

ひと・しごと定住総合支援補助金60万円と6次産業化農商工連携促進事業補助金は、今、応募がなかったから消えた。そうしたら、応募されるように啓発活動はされたんですか。

○酒谷農業耕地課長

啓発活動は行っております。何件かの相談はございましたが、採択の要件に合わないということで、実績はありませんでした。

○大田委員

啓発活動をされたんなら、予算は使われたんでしょう。

○酒谷農業耕地課長

不用額で落としております。

○大田委員

新規就業者受け入れ体制整備補助金と産地競争力強化対策事業補助金というのは、機械を買う補助金と物をつくるのに対する補助金のように理解しちよるんですが、一緒にできないんですか。やっぱり項目を分けにやいけないんだろうか。

○酒谷農業耕地課長

これは、県から変更がありましたので、このような形になりました。

○大田委員

これは全て農業法人に出しているわけですか。それとも個人にも出しているわけですか。

○酒谷農業耕地課長

新規就業者受け入れ体制整備事業補助金は、集落営農法人に出しております。産地競争力強化対策事業補助金は、J A周南から新規就農者へ貸し付けることとなります。

○大田委員

だから、産地競争力強化対策補助金は、全額1,008万円は農協のほうに出して、農協のほうから作る人に出していると、そういう理解ですか。

○酒谷農業耕地課長

J Aから新規就農者へ貸し付けるということでございます。  
負担割合ですが、県が3分の1、市が3分の1でございます。  
以上でございます。

○大田委員

もう3分の1はどこですか。

○酒谷農業耕地課長

自己負担となります。

○大田委員

もう一遍お聞きしますが、これは何人の人に出しとるんですか。

○酒谷農業耕地課長

産地競争力強化対策事業補助金は1件でございます。

○大田委員

1件、個人の1件ですか。

○酒谷農業耕地課長

新規就農者でございます。

○大田委員

新規就農者1件に1,008万円もポンと出した。何をされる根拠で出されたんですか。

○酒谷農業耕地課長

ビニールハウスでございます。

○委員長

酒谷課長、新規就農と産地の説明が混ざっていると思うんですが、違いますか。

○酒谷農業耕地課長

再度説明いたします。

新規就業者受け入れ体制整備事業補助金というのは、集落営農法人が新たに新規就業者を雇用、または構成員として受け入れるのに必要な機械・施設などの導入整備費を支援するものでございます。

産地競争力強化対策事業補助金は、園芸作物の高品質化、ブランド化に必要な機械、施設等の整備を支援するものでございます。

○大田委員

法人1件、新規就農者が入るから、そのために機械を買う。それが668万円で、これよりほかに新規就農者、園芸農家が1人ほどおるから、それに1,008万円を出す。その裏づけちゅうのは何かあるんですか。新規就農者の1,008万円は。

○酒谷農業耕地課長

補助金の交付対象要綱に合致したものでございます。

○大田委員

それで668万円のほうは、何の機械を買うちゃったんですか。

○酒谷農業耕地課長

コンバインと乗用管理機でございます。

○大田委員

新規就農者が入るからコンバインと乗用管理機を買う。法人は稲をつくる場合はコンバインなんかを買います。それじゃが、新規就農者が1人おるから、それだけ買う。当然、コンバインとかトラクターや田植え機、もみすり機、乾燥機やらが要ると思うんです。なぜ新規就農者が1人が入るのにコンバインと乗用管理機なのか。要は、その説明がないと思うんですがね。

○酒谷農業耕地課長

これはこの年度に購入したものでございます。新規就業者を雇用者、または構成員として受け入れるのに必要な機械施設の導入整備を支援するものでございます。

○大田委員

わかりました。よろしく申し上げます。終わります。

説明：弥益水産林業課長 ～別紙

質 問

○笹井委員

それでは、林業と水産について5項目ほどお尋ねをいたします。主要施策の成果の157ページの中段に、市民の森保全事業ということで、コバルトラインについての記載があります。昨年でしたか、看板が倒壊したとということで、担当所管のほうに連絡をしたんですけど、その処理はどのようになったのか。また、看板管理についてのお考えがありましたらお答えください。

○弥益水産林業課長

まず、コバルトラインに設置しております水産林業課所管の24カ所の案内看板については、平成29年4月に一斉点検を実施しまして、管理台帳を作成して管理しているところでございます。

また、委員お尋ねの倒壊した看板でございますが、山口県所有の看板であり、平成27年度に県が撤去しております。

○笹井委員

わかりました。従前はちょっとなかなか管理がどこのかよくわからない看板があると聞かれましたが、これらの状態について改善されたというふうに理解いたします。

次は、主要施策の成果の160ページに参りますが、松くい虫防除費ということで、松林対策事業を実施されています。いつもこも巻きをされておるわけですが、この平成28年度のこも巻きについて、害虫の捕獲はありますでしょうか。また、害虫じゃなくて益虫が捕獲された事例も、全国的に見るとあると聞いておりますが、そういった益虫の捕獲についてはどうでしょうか。

○弥益水産林業課長

松の害虫となるマツカレハの幼虫であるマツケムシの捕獲状況でございますが、平成28年度は100本の松にこも巻きを行い、確認された幼虫は1匹でございます。益虫につきましては、捕獲数を集計しておらず、はっきりとした数値をお示しすることはできませんが、こも外しのときに、まれにクモが確認される場合があると報告を受けております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。クモが益虫なのかどうなのか、私は何とも言いがたいところもありますが、害虫は1匹であったということですね。こちらのほうについても、他市の事例なんかを参考に、こも巻きは本当に効果があるのかどうなのか、勉強した上で、また質問していきたいと思っております。

次に、主要施策の成果160ページに、松林対策事業がありまして、そこに伐倒駆除と

処理が14m<sup>3</sup>、71本というふうに書いてあります。71本ほど切り倒して駆除したというふうに理解するわけですが、光市は2つの海岸がありますので、どちらの海岸から何本伐倒したのかというのを教えてください。

○弥益水産林業課長

浅江地区、室積地区、西湊地区で集計を分けておりますので、説明をさせていただきます。

伐採駆除71本の地区別の内訳につきましては、浅江地区の松が15本、室積地区の松が45本、西湊地区の松が11本の合計71本でございます。

以上です。

○笹井委員

わかりました。だいぶん、室積が多いということですね。あと、年によって随分松枯れが進んでおるなという年もあれば、今年はそうでもないなという年もあったりします。昨年が71本ということですが、ちょっと済みません、これは5年間でそれぞれ何本になるか教えてください。

○弥益水産林業課長

駆除した松の本数について、平成24年度より順にお答えをさせていただきます。

平成24年度は134本、平成25年度は520本、平成26年度は170本、27年度は90本、28年度は71本であります。

○笹井委員

わかりました。確かに数年前、ものすごく松枯れがひどい年があつて、私も心配して、いろいろ林業担当のところに相談に行ったこともあります。相手が自然ですから、何で今年は枯れて、最近は枯れなくなったのかというのが、これ理屈づけが大変難しいところではあるとは思いますが。とりあえず今27年、28年ですと、随分本数が少なくなっておりますので結果的には今とりあえず落ち着いた状況にあるのかなと解釈をいたします。

次、水産業のほうに参ります。主要施策の成果の161ページ下段のほうに、光の水産業6次産業化推進事業があります。協議会3回と先進地視察を1回実施したということが書いてありますが、実際、この事業を進めるに当たって、具体的に何か新しいものができたとか、組みが進んだという具体的な進展はありますか。

○弥益水産林業課長

光の水産業6次産業化推進協議会についてですが、一昨年度から加工場や直売所などの視察や協議を行っており、今年度は調査研究を進めてきているところでございます。

現時点で具体的にお示しするものはございませんが、引き続いて調査研究に取り組んでまいりたいと考えます。

以上です。



○笹井委員

今年はそれでいいかもしれませんが、来年も同じ質問をしますので、いい結果が出ることを期待します。

次、主要施策の成果162ページ、新規漁業就業者の自立状況ということで、28年度は累計が6となっております。見ますと、27年度に1人離職ということで米印で説明があるところがございます。この離職の理由は何でしょうか。そして、こういう補助事業で実施したもので、途中で離職をされると補助金に変換するという制度もあったと思いますが、このケースに関しては、補助金の変換は発生しないのでしょうか。

○弥益水産林業課長

平成26年度末をもって1人離職と主要政策の中にございます。離職理由につきましては、御親族の一身上の理由とお聞きしております。また、補助金返還についてはございませんでした。このことは、光市新規漁業就業者定着支援事業費補助金交付要綱に基づいて補助をしております、補助要件等の違反がなければ返還はないものとなっております。

以上です。

○笹井委員

今回のケースに関しては、そういう要綱に照らし合わせて判断されて、補助金の返還は発生しないというふうに判断したという理解をいたします。

最後の質問に参ります。主要施策の成果162ページに、海岸保全事業で、光漁港海岸のあの整備などが記載されています。一般質問ともかぶりますし、回答もかぶっていただいて結構なんですけど、光漁港海岸松原地区の工事進捗の状況はどうなっていますでしょうか。私はこういう大きい事業のときには、必ず現地に、将来的にこういうふうになりますという絵図面を掲示して実施するのが、どこの市町でも大きい事業に関しては当然だと思うんですが、どうも光市に関しては、そういうふうになってない。この光漁港海岸の松原地区の事業についても、私は全体像を現場に明示すべきだと思っておるんですが、そういうふうな取り組みというのはないのでしょうか。

○委員長

笹井委員、28年度の海岸保全整備事業の進捗のお尋ねでよろしいですかね。

○笹井委員

いいです。

○弥益水産林業課長

近年は国からの交付金が大幅に縮減されており、平成26年度から28年度までの3カ年では、市が要望しております交付額に対して、2割から4割程度の交付状況です。進捗

の伸び悩みはあるものの、これまでに松原川河口部付近から西ノ浜側へ向けて、胸壁工及び陸こう1カ所の整備を終えております。

委員おっしゃられました絵図面のことですが、これは擬木柵及び養浜を組み合わせた施工イメージ看板のことと思います。本事業につきましては、これまでもホームページや広報等で検討委員会等の資料や事業説明等をお示しさせてきていただいているところでございます。また、今後ともわかりやすい説明に心がけて施工してまいるとともに、現段階でイメージ看板の設置は考えておりません。

以上です。

○笹井委員

市の対応としてはわかりましたが、これは他部局も含めて、数カ年にわたる事業というのは、こういうふうになりますよと明示した上で1年1年工事を進めていくべきなのではないかなと考えております。

質問、終わります。

○大田委員

有害鳥獣被害についてお聞きします。決算書の153ページ、主要施策の158ページですが、イノシシの捕獲量が前年に比べて減っておるんです。それは何か理由があるんでしょうか。把握しておられますか。

○弥益水産林業課長

捕獲実績数の減によるものでございます。

以上です。

○大田委員

確かにそうです。それで、鳥獣被害防止対策事業として、トタンや電気柵なんかも申請件数が減っているんですが、それも実績によるという返答ですかね。

○弥益水産林業課長

同様でございます。

○大田委員

この被害件数が減っちゃうんですが、被害額は上がっているんです。その状況はどのように把握されておられますか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○弥益水産林業課長

被害報告件数と被害額の関係は、必ずしも正比例するとは限りません。

○大田委員

報告のとおりということですね、わかりました。終わります。

○委員長

最後に、経済部所管分全体を通して質疑のある方は御発言をお願いいたします。

○土橋委員

この経済部の所管ごとの時間外の人数、あるいは時間というものを教えていただきたい。

○吉本経済部長

経済部内の各課ごとの時間外勤務の状況ということでございます。

それでは、課ごとに申し上げたいと思います。

まず、農業耕地課が、対象職員 8 名で 2,162 時間、水産林業課が、対象職員 10 名で 592 時間、商工観光課が、対象職員 5 名で 1,607 時間、最後に農業委員会事務局が、対象職員 2 名で 188 時間となっております。

以上でございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」